

# 介護保険施設について

## 介護保険施設等の概要

|       | 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)<br>(注1) | 老人保健施設                                 | 介護療養型<br>医療施設             | 認知症高齢者<br>グループホーム    | 特定施設<br>(有料老人ホーム、<br>ケアハウス等)<br>(注1) |
|-------|---------------------------------|----------------------------------------|---------------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 基本的性格 | 要介護高齢者の<br>ための生活施設              | 要介護高齢者が<br>在宅復帰を目指す<br>リハビリテーション施<br>設 | 重医療・要介護高<br>齢者の長期療養<br>施設 | 認知症高齢者のた<br>めの共同生活住居 | 要介護高齢者も含<br>めた高齢者のため<br>の生活施設        |
| 施設数   | 6,015                           | 3,500                                  | 2,252                     | 9,292                | 2,617                                |
| 定員数   | 422,703                         | 319,052                                | 99,309                    | 132,069<br>(注2)      | 97,645<br>(注2)                       |

(注1) 介護老人福祉施設及び特定施設の施設数及び定員数(利用者数)は、地域密着型施設を除いた数字である。

(注2) 認知症高齢者グループホーム及び特定施設については定員数ではなく利用者数を記載している。

出典：施設数、定員数(利用者数)：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成20年10月1日時点)。

## 介護保険施設等の主な基準等

|                      | 特別養護<br>老人ホーム          | 老人保健施設              | 介護療養型<br>医療施設             | 認知症高齢者<br>グループホーム | 特定施設                |
|----------------------|------------------------|---------------------|---------------------------|-------------------|---------------------|
| 平均要介護度               | 3.83                   | 3.29                | 4.36                      | 2.65              | 2.69                |
| 平均在所日数               | 1,465.1日               | 277.6日              | 427.2日                    | (データなし)           | (データなし)             |
| 介護報酬(要介護3)           | 792単位                  | 915単位               | 1,142単位                   | 865単位             | 711単位               |
| 1人当たり居室面積            | 10.65㎡以上               | 8㎡以上                | 6.4㎡以上                    | 7.43㎡以上           | 適当な広さ               |
| 1部屋の定員数              | 4人以下                   | 4人以下                | 4人以下                      | 原則個室              | 原則個室                |
| 主な<br>職員<br>配置<br>基準 | 医師                     | 必要数<br>(非常勤可)       | 常勤1以上<br>100:1以上          | 3以上<br>48:1以上     |                     |
|                      | 看護職員                   | 看護・介護<br>3:1以上      | 看護・介護<br>3:1以上<br>(看護2/7) | 6:1以上             | 看護・介護<br>3:1以上      |
|                      | 介護職員                   | 入所者100人の<br>場合、看護3人 |                           | 6:1以上             | 利用者100人の<br>場合、看護3人 |
|                      | 理学療養士(PT)<br>作業療法士(OT) |                     | PT又はOTが<br>100:1以上        | PT及びOTが<br>適当数    |                     |
|                      | 機能訓練指導員                | 1以上                 |                           |                   | 1以上                 |
|                      | 生活(支援)相談員              | 常勤1以上<br>100:1以上    | 100:1以上                   |                   | 100:1以上<br>(うち1名常勤) |
|                      | 介護支援専門員<br>(計画作成担当者)   | 常勤1以上<br>100:1を標準   | 常勤1以上<br>100:1を標準         | 常勤1以上<br>100:1以上  | 1以上<br>100:1を標準     |

1 平均要介護度は、厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成21年2月審査分)から算出

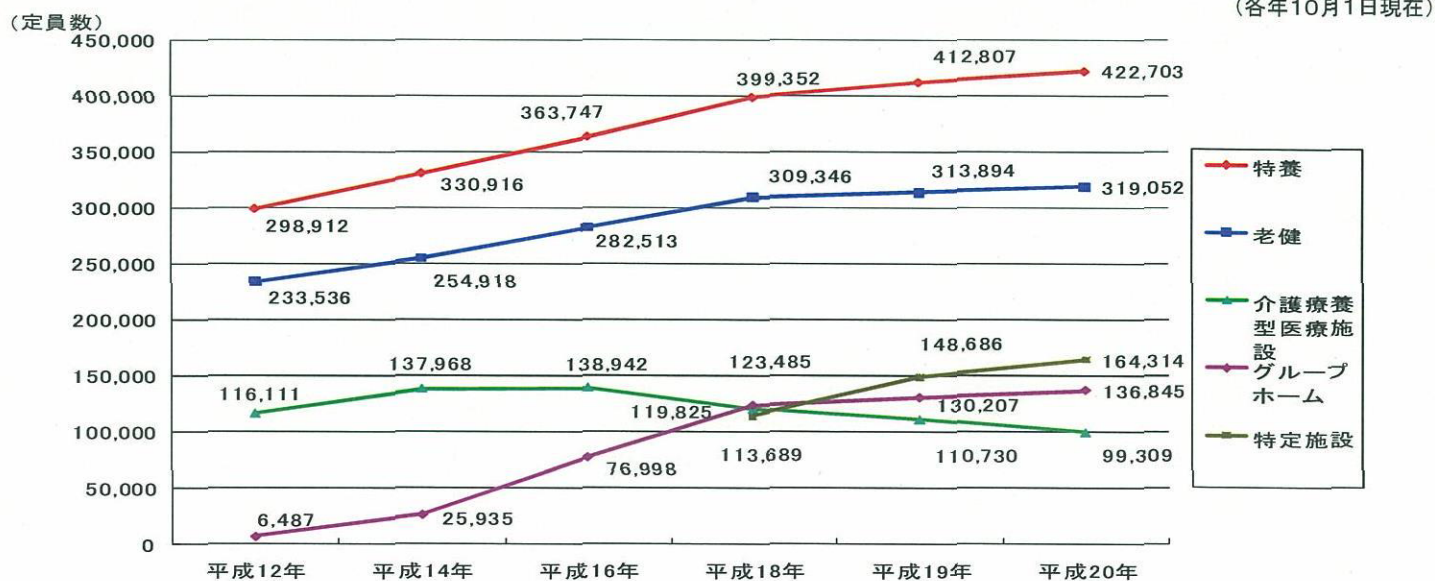
2 平均在所日数については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)

3 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。

2

## 施設・居住系サービスの定員数の推移

平成12年度から、8年間で特別養護老人ホームは約12万、老人保健施設は約9万、グループホームは約13万増加し、介護療養型医療施設は約1.7万減少している。



(注)1 特定施設については、平成16年以前の統計は存在しない。

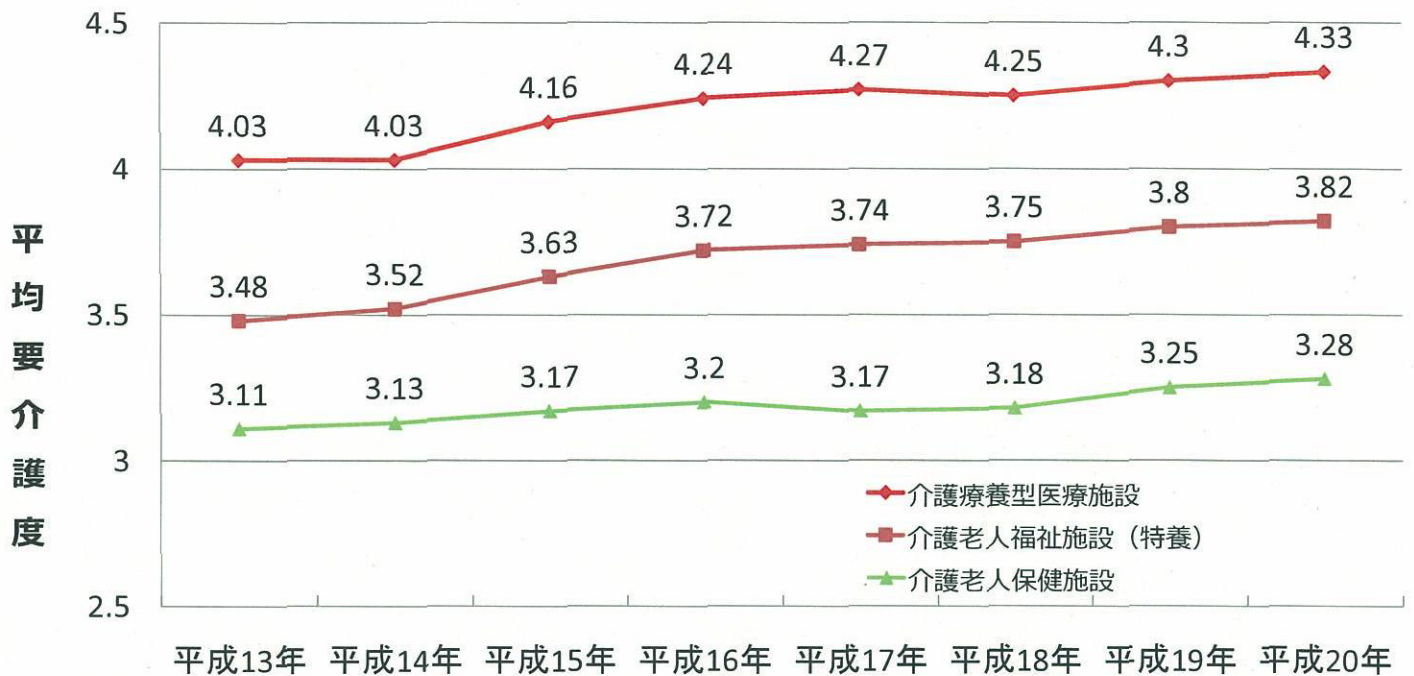
2 特別養護老人ホーム及び特定施設の平成18年及び19年の数字は、それぞれ地域密着型(定員29人以下)のものは含まない。

3

出典: 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

## 介護保険施設の平均要介護度

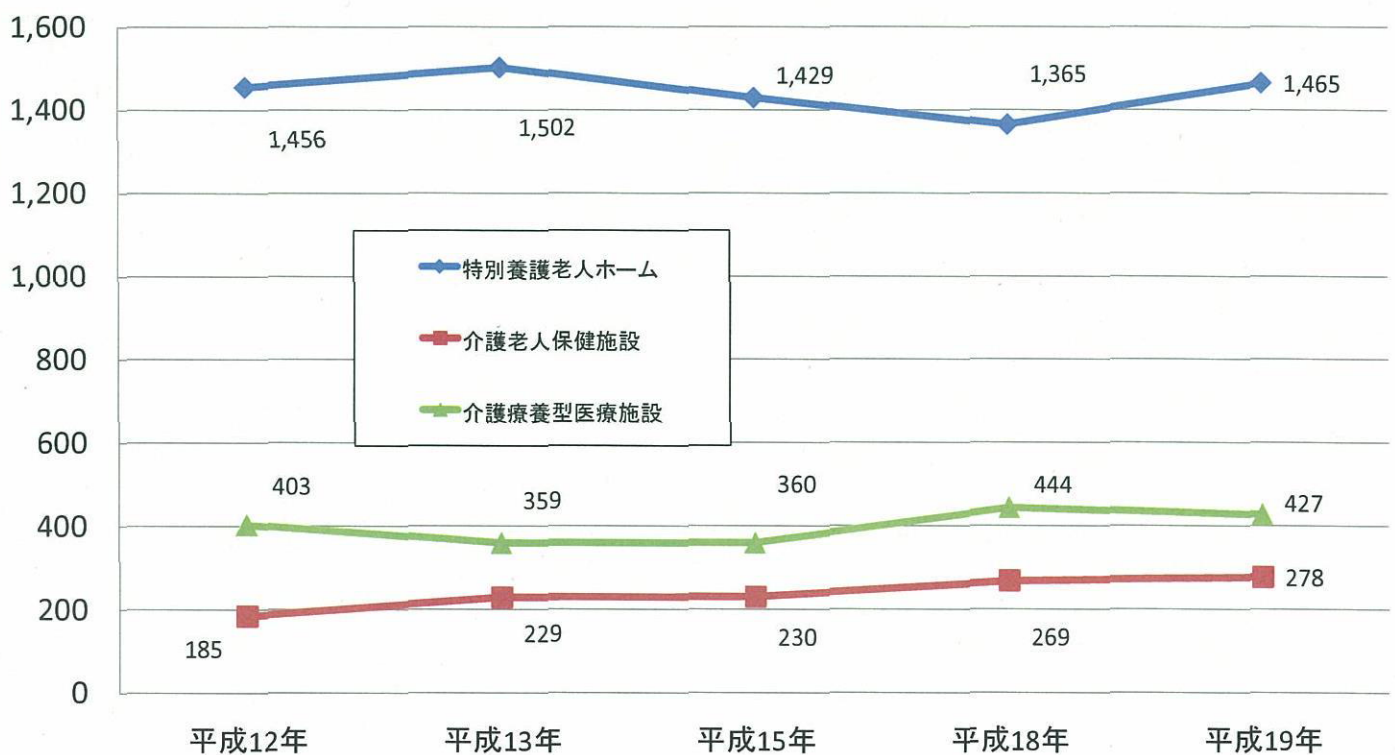
入所者の平均要介護度については、介護保険3施設いずれも上昇している。



出典：平成13～14年：厚生労働省「介護給付費実態調査」（各年11月審査分）  
平成15～20年：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（各年10月1日）

4

## 介護保険施設の平均在所・在院日数



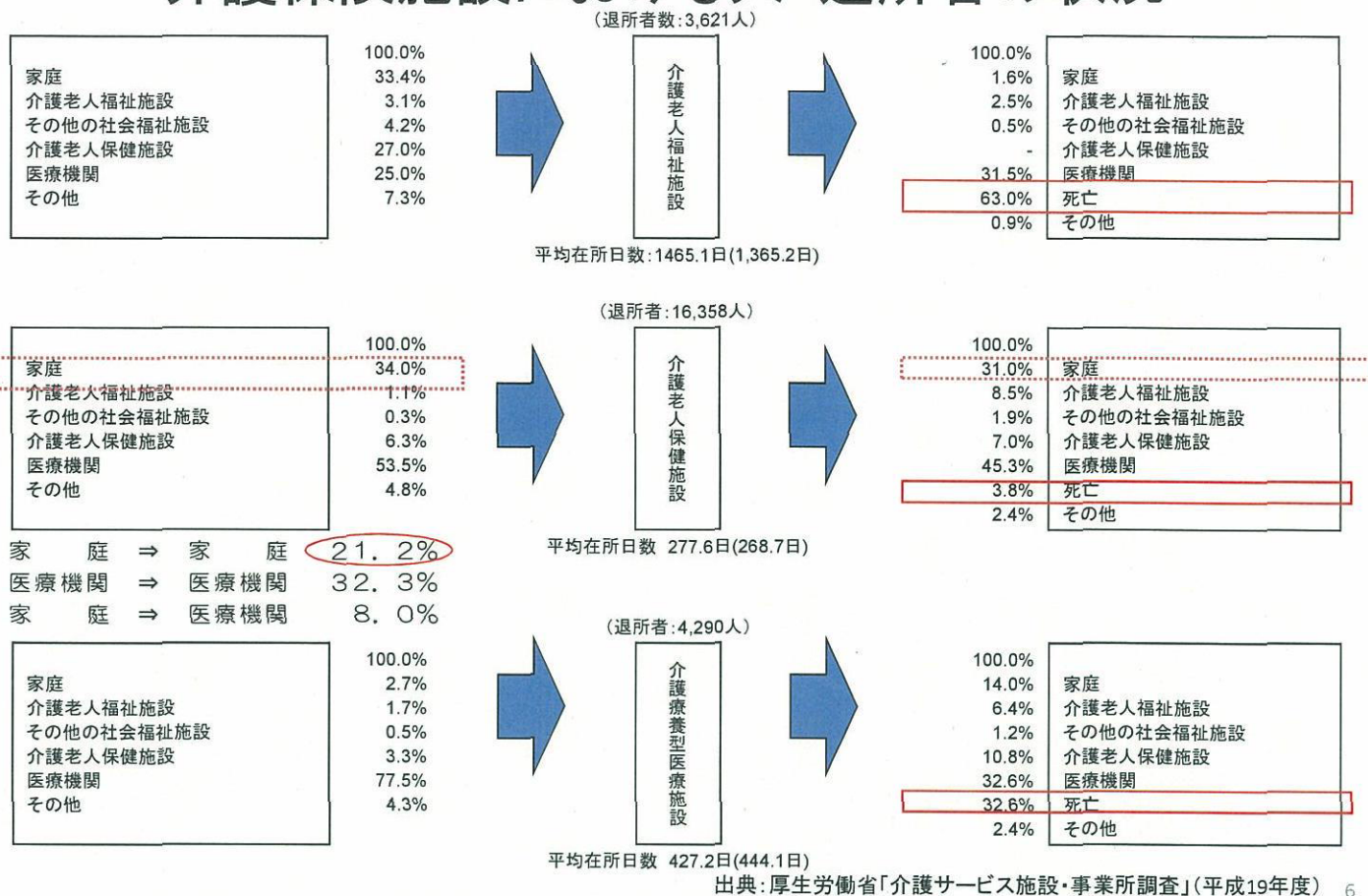
注：平均在所日数の調査が行われた年度を記載。

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

5

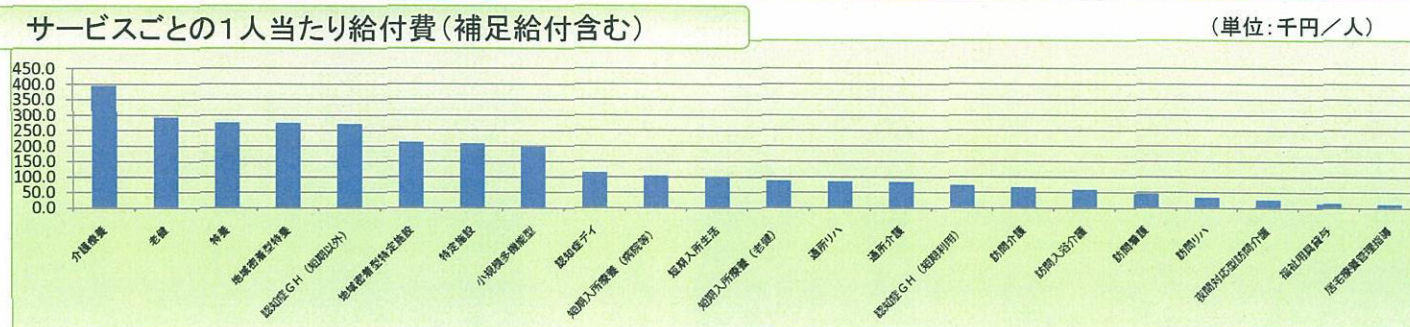
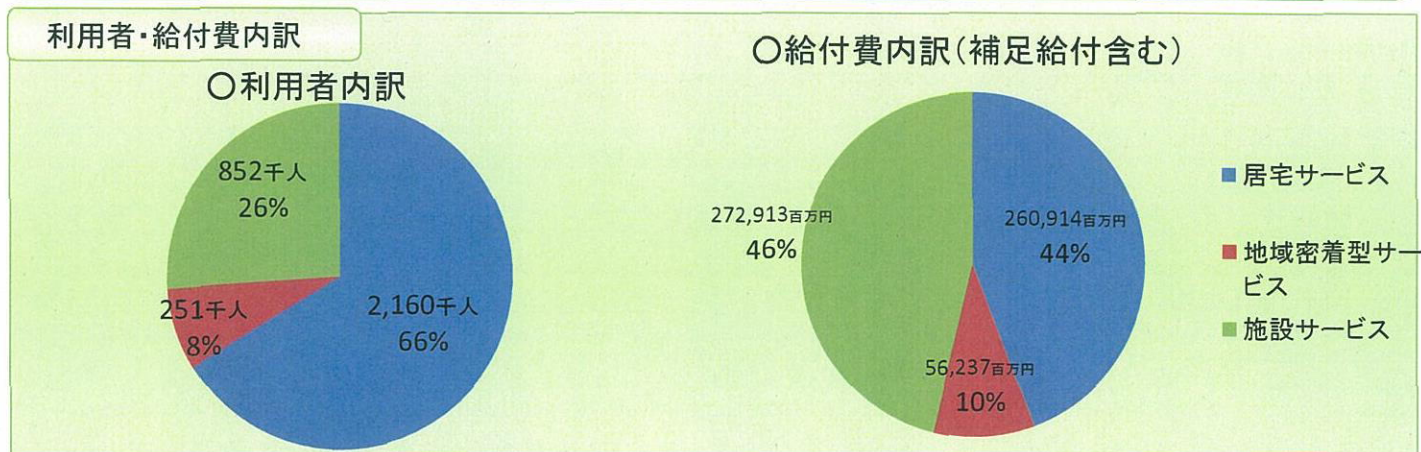


## 介護保険施設における入・退所者の状況



## サービス類型ごとの利用者数／給付費内訳等

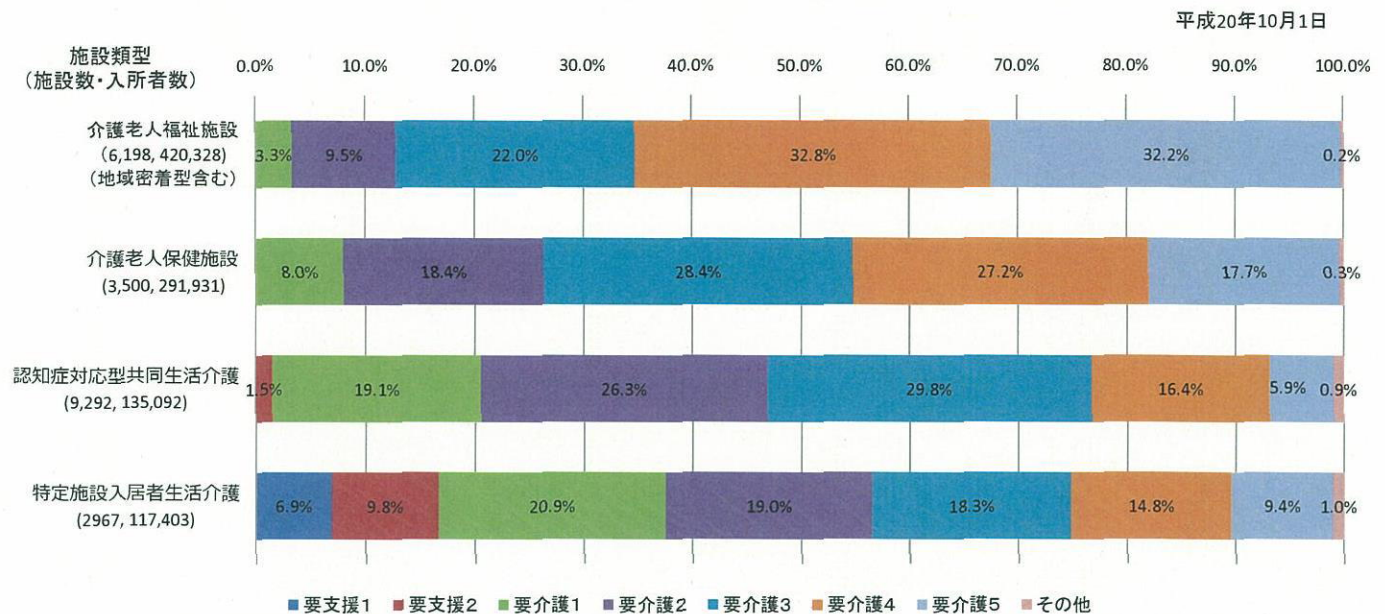
サービス利用者のうち、居宅サービスは66%、施設サービスは26%であるが、給付費においては、居宅サービスは44%、施設サービスは46%となっている。





# 施設・居住系サービスの要介護度別利用者の構成割合

介護老人福祉施設(特養)、介護老人保健施設は要介護度が重い利用者が多い。  
グループホーム、特定施設は要介護度が軽い利用者が多い。



(注) 特別養護老人ホームについては地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護については地域密着型特定施設入居者生活介護もそれぞれ含む。

出典: 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成20年度)

## 介護老人福祉施設について

## 特別養護老人ホームの入所申込者の状況

特別養護老人ホームの入所申込者42.1万人のうち、在宅で要介護度が重い申込者が6.7万人。要介護度3以下の申込者が24.3万人おり、在宅でない申込者も22.2万人いる。

単位:万人

|          | 要介護1～3          | 要介護4～5          | 計               |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全体       | 24.3<br>(57.6%) | 17.9<br>(42.4%) | 42.1<br>(100%)  |
| うち在宅の方   | 13.1<br>(31.2%) | 6.7<br>(16.0%)  | 19.9<br>(47.2%) |
| うち在宅でない方 | 11.1<br>(26.4%) | 11.1<br>(26.4%) | 22.3<br>(52.8%) |

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

10

## 「介護基盤の緊急整備」実施状況等について (各自治体より提出)

|               | 目標<br>(平成21～23<br>年度) | 平成21年度<br>実績 | 平成22年度<br>見込 | 2か年計   |
|---------------|-----------------------|--------------|--------------|--------|
| 介護基盤<br>の緊急整備 | 16万人分                 | 2.7万人分       | 6.1万人分       | 8.7万人分 |

- ※ 平成21年度実績については、各都道府県等における補助ベースで計上している。
- ※ それぞれ整備量には、補助金交付を受けずに事業者が自己財源により整備するものを含む。
- ※ 対象施設については、以下のとおり。  
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、  
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、小規模多機能型居宅介護事業所
- ※ 介護基盤整備に対する支援としては、各都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金（平成21年度第一次補正予算により措置）を原資とした小規模（定員29人以下）な施設に対する補助を実施。  
また、広域型（定員30人以上）の施設に対しては、各都道府県、指定都市及び中核市による補助（特別の地方債による地方財政措置を講じている。）が行われている。

11



# 「介護基盤の緊急整備」実施状況等について (各施設ごとの状況)

|                | 平成21年度実績 | 平成22年度見込み | 2年間の見込み |
|----------------|----------|-----------|---------|
| 特別養護老人ホーム      | 1.0万人分   | 2.8万人分    | 3.8万人分  |
| 老人保健施設         | 0.5万人分   | 0.7万人分    | 1.2万人分  |
| ケアハウス（特定指定）    | 0.1万人分   | 0.2万人分    | 0.2万人分  |
| 認知症高齢者グループホーム  | 0.8万人分   | 1.5万人分    | 2.4万人分  |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 0.3万人分   | 0.9万人分    | 1.1万人分  |
| 合 計            | 2.7万人分   | 6.1万人分    | 8.7万人分  |

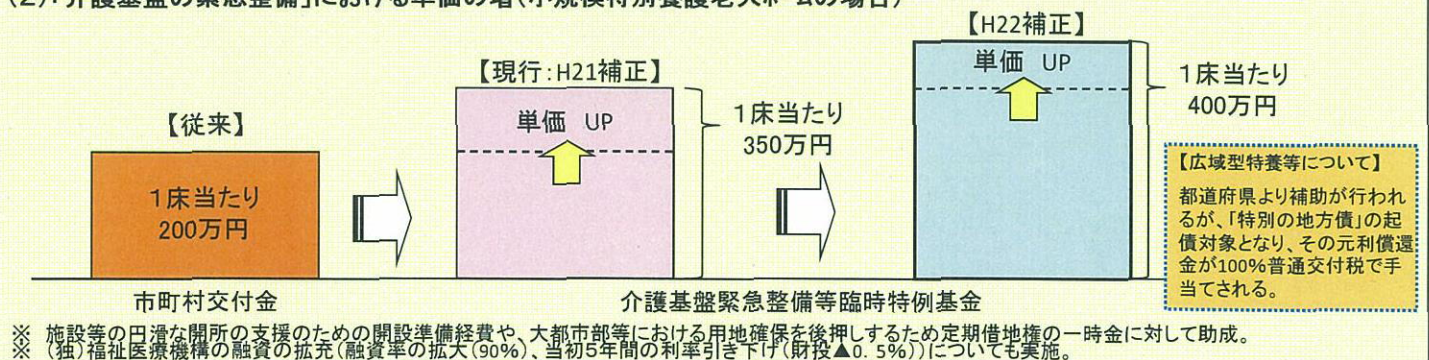
12

## 介護基盤の緊急整備について

### (1) 目的

小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）やグループホームなどの整備に係る市町村交付金の拡充、定員30人以上の施設の整備に係る都道府県補助金に対する地方財政措置の拡充により、地域の介護ニーズに対応する。  
(平成23年度まで)

### (2) 「介護基盤の緊急整備」における単価の増（小規模特別養護老人ホームの場合）



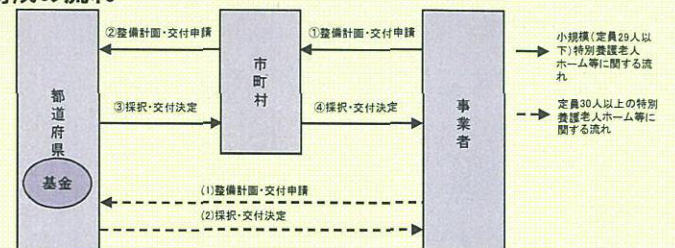
### (3) 助成単価

| 施設種別           | 単価          |
|----------------|-------------|
| 小規模特別養護老人ホーム   | 400万円(※1)   |
| 小規模ケアハウス       | 400万円(※1)   |
| 小規模老人保健施設      | 5,000万円(※2) |
| 認知症高齢者グループホーム  | 3,000万円(※2) |
| 小規模多機能型居宅介護事業所 | 3,000万円(※2) |

※1 一床あたり交付単価

※2 一施設あたり交付単価

### (4) 助成の流れ



### (5) 事業規模 合計約3,313億円(平成23年度まで3年分)

平成21年度第一次補正予算 約3,011億円  
平成22年度第一次補正予算 約 302億円

13



# 特別養護老人ホームにおける医療ニーズ

特別養護老人ホーム入所者のうち、5.3%はたんの吸引を必要とし、9.9%は胃ろう・経鼻経管栄養を必要としていると考えられる。

特別養護老人ホーム在所者の施設内での処置の実施率(2,946施設中)  
入所者全体に対する医療処置別の処置を受けた入所者(延べ人数)の割合

回答のあった2946施設中

N=200,644(人数)

| 処置             |                  | 割合(%) | 処置             | 割合(%) |
|----------------|------------------|-------|----------------|-------|
| 吸引             | 咽頭手前までの口腔内 *4.4% | 5.3   | 創傷処置           | 4.6   |
|                | 鼻腔 *2.6%         |       | 浣腸             | 3.7   |
|                | 咽頭より奥又は気切 *1.6%  |       | 排便             | 3.7   |
| 胃ろう・経鼻経管栄養     | 胃ろうによる栄養管理 7.7%  | 9.9   | じよく瘡の処置(Ⅰ度・Ⅱ度) | 2.7   |
|                | 経鼻経管栄養 2.2%      |       | 膀胱(留置)カテーテルの管理 | 2.7   |
| 服薬管理(麻薬の管理を除く) |                  | 74.6  | インスリン注射        | 1.3   |
|                |                  |       | 疼痛管理(麻薬の使用なし)  | 1.1   |

※この表は入所者全体に対して実施された入所者の割合が1%以上の医療的ケアを抜粋

\*:吸引の実施部位間での重複がある

出典:平成20年度老人保健健康増進等事業「特別養護老人ホーム利用者の医療ニーズへの対応のあり方に関する調査研究」

14

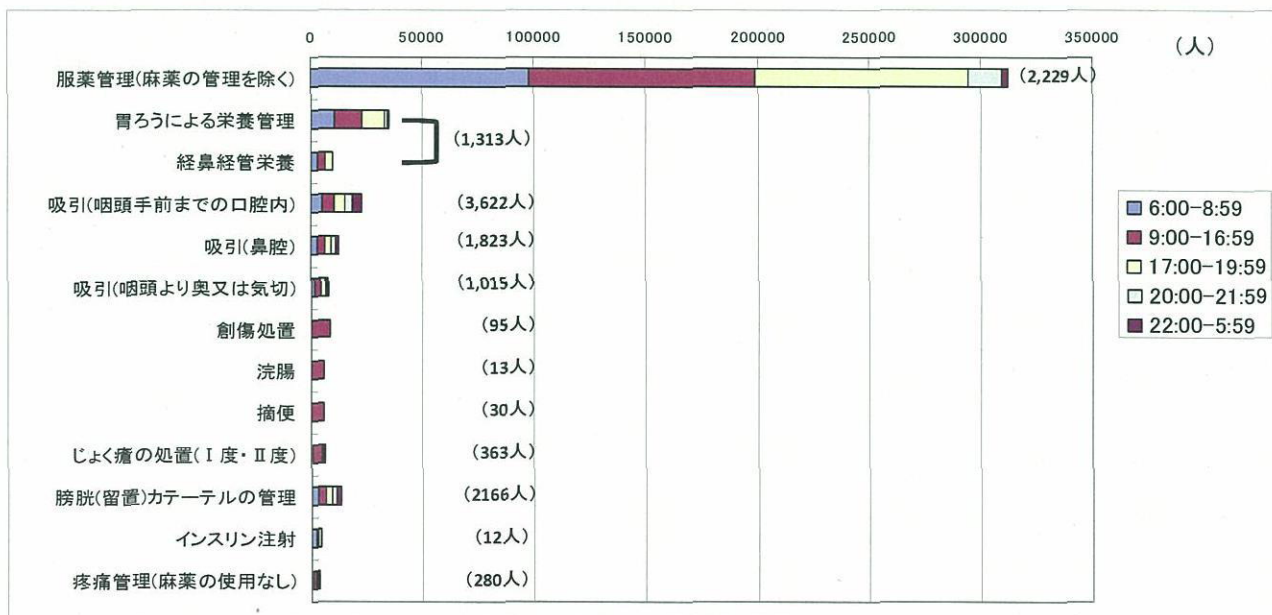
(参考) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の数:6,167

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の入所者数:43.6万人

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成22年4月審査分)

## 特別養護老人ホーム入所者への処置の状況時間ごとの処置の実施者数及び頻度

- 処置の実施頻度の高い処置の中で、夜間(22:00~5:59)に多く実施される処置は、服薬管理(麻薬の管理を除く)、胃ろうによる栄養管理、吸引(咽頭手前までの口腔内・鼻腔・咽頭より奥又は気管切開)である。
- 吸引(咽頭手前までの口腔内・鼻腔・咽頭より奥又は気管切開)については夜間(22:00~5:59)に実施される割合が高い。



※実施人数は延べ人数

※( )内は、22:00-5:59の間の実施人数

出典:平成20年度老人保健健康増進等事業「特別養護老人ホーム利用者の医療ニーズへの対応のあり方に関する調査研究」

15



# 特別養護老人ホームの配置医師の状況について

特別養護老人ホームにおける配置医師のほとんどが非常勤の嘱託医。  
配置医師のうち、勤務日数については7割が10日未満。

特別養護老人ホームの配置医師の契約状況

|           | 施設数    | 常勤医  | 嘱託医<br>(非常勤) | 医療機関との<br>契約 | 無回答  |
|-----------|--------|------|--------------|--------------|------|
| 特別養護老人ホーム | 1931   | 65   | 1764         | 1083         | 25   |
|           | 100.0% | 3.4% | 91.4%        | 56.1%        | 1.3% |

特別養護老人ホームにおける配置医師の勤務状況(平成21年11月中)

○ 配置医師の勤務延べ日数(平成21年11月中)

|           | 施設数    | 3日未満 | 3～5日<br>未満 | 5～10日<br>未満 | 10日以上 | 無回答  |
|-----------|--------|------|------------|-------------|-------|------|
| 特別養護老人ホーム | 1931   | 42   | 489        | 804         | 459   | 137  |
|           | 100.0% | 2.2% | 25.3%      | 41.6%       | 23.8% | 7.1% |

平均 8.53日

出典:平成21年度老人保健健康増進等事業「介護施設における医療提供に関する調査研究」16

## 配置医・施設の医師による診察回数(平成21年11月の実績)

○ 配置医、施設の医師による定期的な診察回数は、1か月のうち3回未満である割合が特別養護老人ホームでは6割、老人保健施設では約5割である。

|                     |           | 人数計   | 0回             | 2回未満          | 2～3未満         | 3回以上          | 無回答         | 平均値<br>(単位=回) | 施設に医師<br>の勤務なし |
|---------------------|-----------|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|----------------|
| 定期的な診察              | 合計        | 16046 | 1872<br>11.7%  | 4449<br>27.7% | 2552<br>15.9% | 6187<br>38.6% | 986<br>6.1% | 3.15          |                |
|                     | 特別養護老人ホーム | 6002  | 740<br>12.3%   | 1792<br>29.9% | 1123<br>18.7% | 2114<br>35.2% | 233<br>3.9% | 2.62          |                |
|                     | 老人保健施設    | 9990  | 1106<br>11.1%  | 2651<br>26.5% | 1415<br>14.2% | 4066<br>40.7% | 752<br>7.5% | 3.49          |                |
|                     | 有料老人ホーム   | 54    | 26<br>48.1%    | 6<br>11.1%    | 14<br>25.9%   | 7<br>13.0%    | 1<br>1.9%   | 1.32          | 1381           |
|                     |           |       |                |               |               |               |             |               |                |
| 定期的ではない診察:<br>日中    | 合計        | 16046 | 11610<br>72.4% | 1500<br>9.3%  | 781<br>4.9%   | 1169<br>7.3%  | 986<br>6.1% | 0.74          |                |
|                     | 特別養護老人ホーム | 6002  | 5104<br>85.0%  | 354<br>5.9%   | 125<br>2.1%   | 186<br>3.1%   | 233<br>3.9% | 0.26          |                |
|                     | 老人保健施設    | 9990  | 6473<br>64.8%  | 1145<br>11.5% | 649<br>6.5%   | 971<br>9.7%   | 752<br>7.5% | 1.03          |                |
|                     | 有料老人ホーム   | 54    | 33<br>61.1%    | 1<br>1.9%     | 7<br>13.0%    | 12<br>22.2%   | 1<br>1.9%   | 1.77          | 1381           |
|                     |           |       |                |               |               |               |             |               |                |
| 定期的ではない診察:<br>夜間・休日 | 合計        | 16046 | 14952<br>93.2% | 82<br>0.5%    | 16<br>0.1%    | 10<br>0.1%    | 986<br>6.1% | 0.01          |                |
|                     | 特別養護老人ホーム | 6002  | 5754<br>95.9%  | 11<br>0.2%    | 3<br>0.0%     | 1<br>0.0%     | 233<br>3.9% | 0             |                |
|                     | 老人保健施設    | 9990  | 9145<br>91.5%  | 71<br>0.7%    | 13<br>0.1%    | 9<br>0.1%     | 752<br>7.5% | 0.01          |                |
|                     | 有料老人ホーム   | 54    | 53<br>98.1%    | -             | -             | -             | 1<br>1.9%   | 0             | 1381           |
|                     |           |       |                |               |               |               |             |               |                |

※通院、往診・訪問診療は内科系・内科系以外は問わない。

※有料老人ホームは「施設に医師が勤務している施設」のみ集計

出典:平成21年度老人保健健康増進等事業「介護施設における医療提供に関する調査研究」



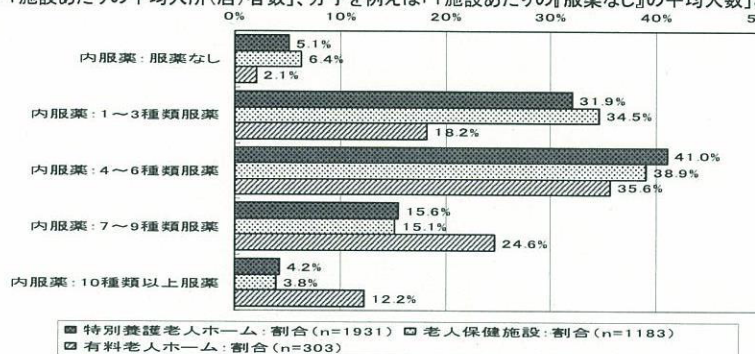
# 入所(居)者の服薬割合

○ 特別養護老人ホーム、老人保健施設においては、1種類以上の服薬を行っている入所(居)者は約9割いる。また、医師配置義務のない有料老人ホームにおいては、7種類以上の服薬を行っている入所(居)者が36%おり、特養や老健と比べ、その割合が多い。

|                                                            |          | 平均値(単位:人) |        |         | 割合(単位:%)  |        |         |
|------------------------------------------------------------|----------|-----------|--------|---------|-----------|--------|---------|
|                                                            |          | 特別養護老人ホーム | 老人保健施設 | 有料老人ホーム | 特別養護老人ホーム | 老人保健施設 | 有料老人ホーム |
| 特別養護老人ホーム [1,931施設]<br>老人保健施設 [1,183施設]<br>有料老人ホーム [303施設] |          |           |        |         |           |        |         |
| 入所(居)者数                                                    |          | 69.30     | 83.09  | 52.83   | 100.0%    | 100.0% | 100.0%  |
| 内服薬                                                        | 服薬なし     | 3.57      | 5.30   | 1.10    | 5.1%      | 6.4%   | 2.1%    |
|                                                            | 1～3種類服薬  | 22.13     | 28.68  | 9.64    | 31.9%     | 34.5%  | 18.2%   |
|                                                            | 4～6種類服薬  | 28.42     | 32.30  | 18.82   | 41.0%     | 38.9%  | 35.6%   |
|                                                            | 7～9種類服薬  | 10.78     | 12.53  | 12.99   | 15.6%     | 15.1%  | 24.6%   |
|                                                            | 10種類以上服薬 | 2.91      | 3.19   | 6.46    | 4.2%      | 3.8%   | 12.2%   |
| 注射                                                         | 注射あり     | 1.61      | 2.11   | 1.85    | 2.3%      | 2.5%   | 3.5%    |
|                                                            | 注射なし     |           |        |         |           |        |         |
| 外用薬                                                        | 外用薬あり    | 25.97     | 26.36  | 25.32   | 37.5%     | 31.7%  | 47.9%   |
|                                                            | 外用薬なし    |           |        |         |           |        |         |

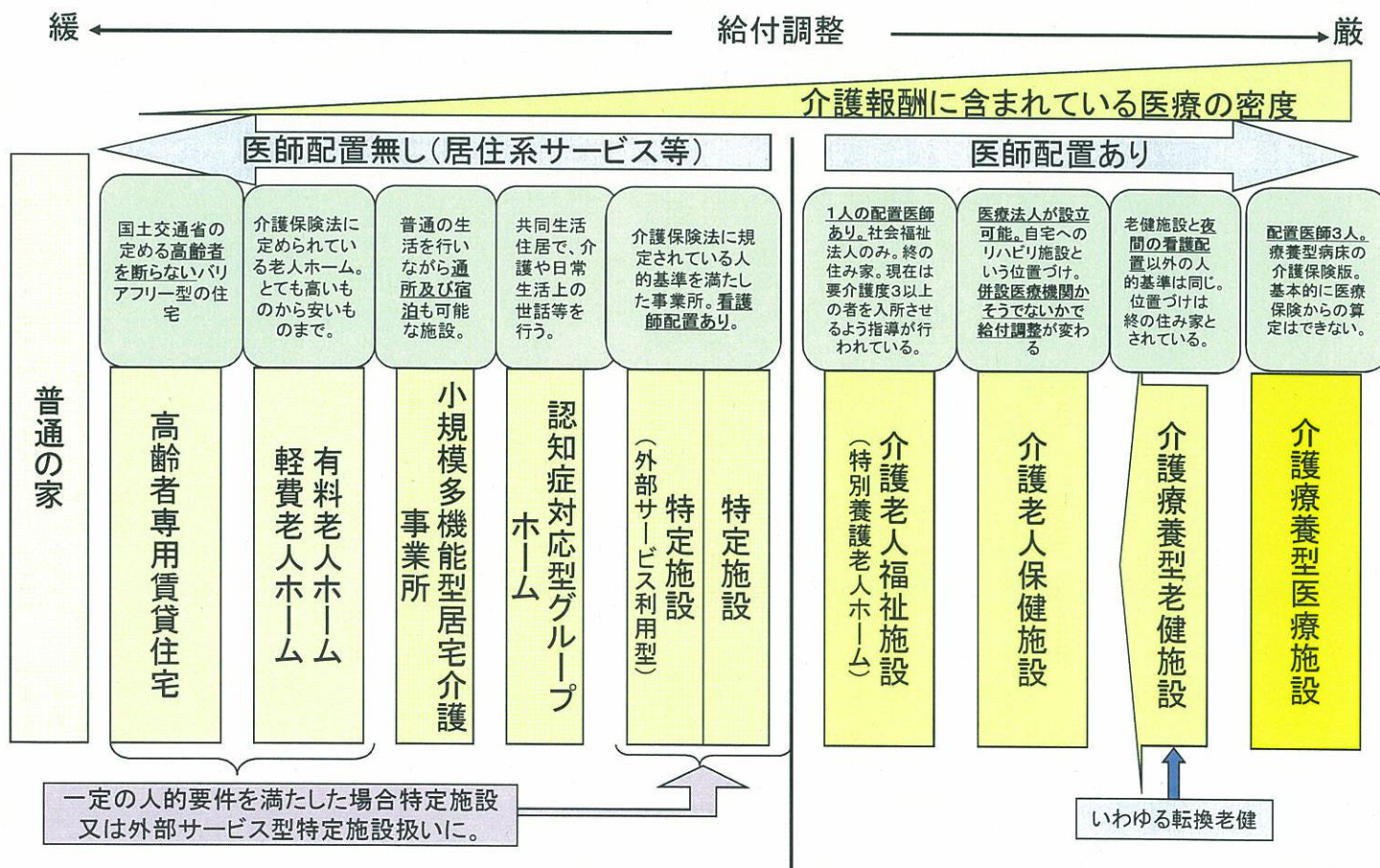
注)「平均値」は1施設あたりの平均人数である。

「割合」は、分母を「1施設あたりの平均入所(居)者数」、分子を例えば「1施設あたりの『服薬なし』の平均人数」として算出している。



出典:平成21年度老人保健健康増進等事業「介護施設における医療提供に関する調査研究」 18

(イメージ図)





# 介護保険と医療保険の給付調整イメージ

## ○ 医療サービスは、施設により介護保険又は医療保険から給付される範囲が異なる。

- ※ 介護療養型医療施設においては、入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為について、特定診療費を算定できる。
- ※ 介護老人保健施設においては、入所者の病状が著しく変化した場合に、緊急等やむを得ない事情により施設で行われた療養について、緊急時施設療養費を算定できる。

|                                                  |           |          |           |
|--------------------------------------------------|-----------|----------|-----------|
| 手術・放射線治療<br>急性増悪時の医療等                            |           | 緊急時施設療養費 |           |
| 特殊な検査<br>(例：超音波検査など)<br>簡単な画像診断<br>(例：エックス線診断など) |           |          | 医療保険で給付   |
| 投薬・注射<br>検査(例：血液・尿など)<br>処置(例：創傷処置など)            | 特定診療費     | 介護保険で給付  |           |
| 医学的指導管理                                          |           |          |           |
|                                                  | 介護療養型医療施設 | 介護老人保健施設 | 特別養護老人ホーム |

(※) 上図はイメージ(例えば、簡単な手術については介護老人保健施設サービス費に包括されている)。

20

## ○ 介護保険部会

### 介護保険制度の見直しに関する意見(11月30日)

(多床室の給付範囲の見直し)

- ・ 前回の改正において、個室については、居住部分の減価償却費相当額と光熱水費が保険給付の対象外となったが、多床室については光熱水費のみが保険給付の対象外とされた。この結果、多床室の介護報酬が、従来型個室の報酬よりも高い設定となっている。今後、利用者負担について、さらなる在宅との均衡を図るため、多床室についても、低所得者の利用に配慮しつつ、減価償却費相当額を保険給付対象外とする見直しが必要である。
- ・ 多床室の減価償却費相当額を利用者負担とすることについては、その居住環境を考慮し、居住費については現状の光熱水費相当を維持すべきであるとの意見があった。

(参考) 介護保険法第48条

市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。(後略)

(施設のケアマネジャーの役割)

- ・ 施設におけるケアマネジャーについては、支援相談員等との役割分担が不明確であることから、その位置づけを明確化すべきであるとの意見があった。



# 一部ユニット型施設の基準等に関する審議のとりまとめ (社会保障審議会介護給付費分科会 平成22年9月21日)

## 1. 基本的な考え方

- 介護老人福祉施設については、要介護高齢者の尊厳保持の観点から、新設の施設については個室とすることが必要。計画中・建築中の介護老人福祉施設は多床室もやむを得ないが、今後、新設を計画する施設については、基本的に多床室ではなくユニット型施設の整備とすべき。

## 2. ユニット型施設の推進方策の強化

- ① 地域主権改革推進一括法案の成立・施行後においては、生活保護受給者も入所できるような実態となることを前提に、「参酌すべき基準」と整理されている介護老人福祉施設の居室定員について、省令基準においては「1名」とするよう検討すべきである。
- ② 介護老人福祉施設の整備に係る助成をユニット型施設に重点化、平成24年度以降は限定して行うことを検討すべきである。
- ③ 介護給付費分科会において、ユニット型施設の整備推進の方針を踏まえて介護報酬を検討すべき。
- ④ 社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度の推進、生活保護受給者への支援の在り方についても検討すべきである。
- ⑤ 補足給付のあり方も含め、低所得者のユニット型施設の利用対策について、施設類型・所得段階ごとの公平性を踏まえながら介護給付費分科会で検討することが必要。

## 3. 一部ユニット型に係る規定の整理について

- ① 一部ユニット型施設という類型を廃止し、ユニット型施設部分と従来型施設部分のそれぞれ別施設として指定を行う。
- ② ①に伴い、人員、設備に関する基準について整理を行う。

## 4. ユニット型施設の今後の検討項目

- 施策の進捗状況、介護保険施設の機能等を踏まえた上で、ユニット型施設の施設類型の一層の明確化、整備目標、人員配置、ユニットの定員数などについて、介護給付費分科会で検討。

## 5. 介護報酬の返還について

- ① 指定権者である都道府県、保険者である市町村、施設において、個室ユニットケアが行われているかの確認を行うこととする。
- ② その上で、ユニット部分について個室ユニットケアがなされていることを前提に、地域の実情、利用者への影響などを含め、三者で相談することとし、それを踏まえ、保険者が介護報酬の返還を求めないという判断も可能とする。

22

# 介護老人福祉施設(特養)、介護老人保健施設における 介護支援専門員の役割に係る規定について

## 1 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号)

第十二条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第二十二條之二 計画担当介護支援専門員は、第十二条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
- 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 五 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 六 第三十三条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 七 第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

## 2 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号)

第十四条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第二十四條之二 計画担当介護支援専門員は、第十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- 三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 四 第三十四条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- 五 第三十六条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

23



# 介護老人福祉施設(特養)、介護老人保健施設における 生活相談員、支援相談員の役割に係る規定について

## 1 生活相談員に係る規定

### 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十九号)

#### 第七条

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

## 2 支援相談員に係る規定

### 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年三月三十一日厚生省令第四十号)

#### 第八条

4 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

24

## ユニット型施設の施設数・定員数の年次推移

○ ユニット型施設について、介護老人福祉施設においては、定員の21.2%、老人保健施設においては4.2%がユニット型施設にとどまっている。

各年10月1日

|       |     | 介護老人福祉施設 |        |       | 介護老人保健施設 |        |       |
|-------|-----|----------|--------|-------|----------|--------|-------|
|       |     | 全施設      | ユニット型  | 割合(%) | 全施設      | ユニット型  | 割合(%) |
| 平成15年 | 施設数 | 5,084    | 75     | 1.5   | 3,013    | 143    | 4.7   |
|       | 定員数 | 346,069  | 4,480  | 1.3   | 269,524  | —      | —     |
| 平成16年 | 施設数 | 5,291    | 373    | 7.0   | 3,131    | 233    | 7.4   |
|       | 定員数 | 363,747  | 17,799 | 4.9   | 282,513  | —      | —     |
| 平成17年 | 施設数 | 5,535    | 771    | 13.9  | 3,278    | 238    | 7.3   |
|       | 定員数 | 383,326  | 39,467 | 10.3  | 297,769  | —      | —     |
| 平成18年 | 施設数 | 5,716    | 1,116  | 19.5  | 3,391    | 204    | 6.0   |
|       | 定員数 | 399,352  | 59,278 | 14.8  | 309,346  | 9,167  | 3.0   |
| 平成19年 | 施設数 | 5,892    | 1,439  | 24.4  | 3,435    | 250    | 7.3   |
|       | 定員数 | 412,807  | 78,135 | 18.9  | 313,894  | 11,487 | 3.7   |
| 平成20年 | 施設数 | 6,015    | 1,630  | 27.1  | 3,500    | 286    | 8.2   |
|       | 定員数 | 422,703  | 89,571 | 21.2  | 319,052  | 13,423 | 4.2   |

※ユニット型施設数には、一部ユニット型での実施施設も含む。



# ユニット型施設に係る最近の取組について

## 1. ユニット型施設の居室面積基準の引下げ

○平成26年度に特別養護老人ホームのユニット型施設割合を70%以上（介護保険施設全体で50%以上）とすることを旨とし、ユニット型施設の整備を推進する中で、用地確保の問題や居住費負担の高さの問題が指摘されていることから、居室面積をある程度引き下げても、個室ユニット型施設の整備促進に資するよう、基準の改正を行う。

### ○改正内容

各施設の基準省令において、ユニット型施設の居室面積基準について（※平成22年9月30日公布・施行）  
従来の基準 個室13.2㎡以上を標準 ⇒ 改正後 個室10.65㎡以上

### ○対象施設

- ・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

## 2. 既存特別養護老人ホーム等のユニット化改修事業

○既存特別養護老人ホーム等の個室・ユニット化改修の支援に係る助成単価を拡充し、利用者の生活環境の改善を図る。

○実施主体：市町村（※事業者へは市区町村より交付）

○対象施設：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 など

○助成単価の例：1床当たり 現行単価100万円 → 新単価200万円

## 3. 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の実施について

○社会福祉法人が、介護保険制度における低所得者施策を補足すべく、法人の持ち出しにより利用者負担の軽減を行うこととし、その一部を公費により助成しているもの。

### ○改正内容

・新たに、生活保護受給者の個室の居住費に係る利用者負担額についても軽減の対象とするもの。

26

## 低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費として給付

負担軽減の対象となる低所得者

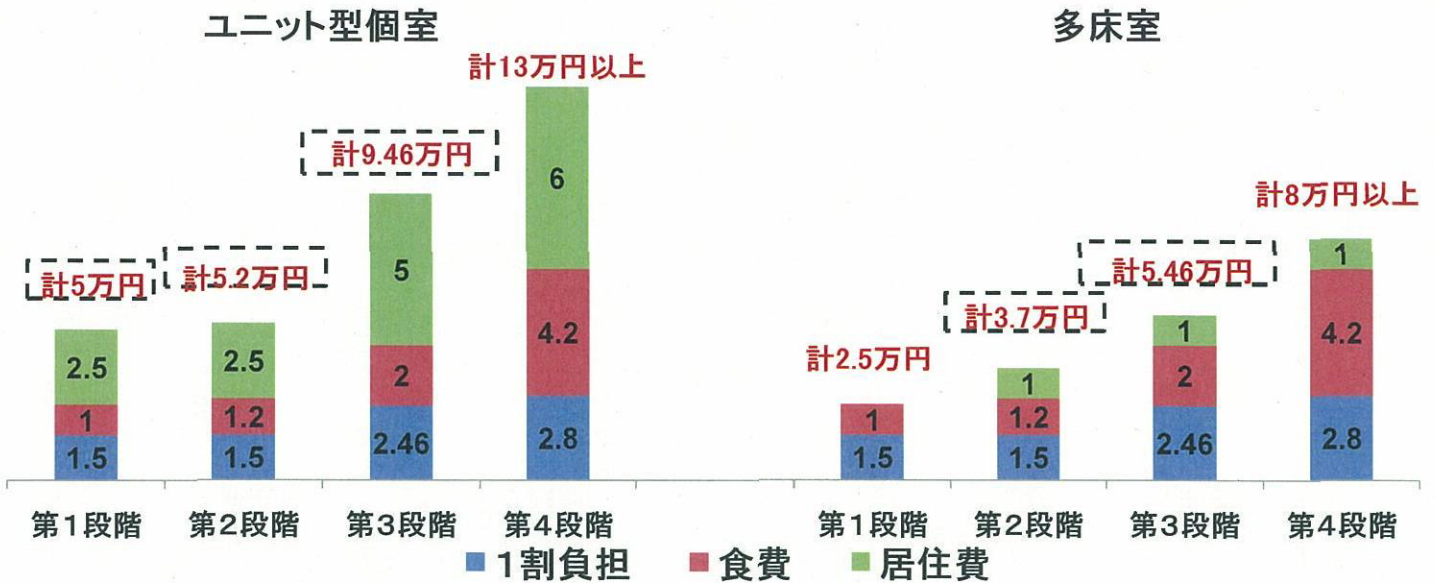
| 利用者負担段階 | 対象者の例                                  |
|---------|----------------------------------------|
| 第1段階    | ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者<br>・生活保護受給者      |
| 第2段階    | 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方 |
| 第3段階    | 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の方        |
| 第4段階    | ・市町村民税本人非課税者<br>・市町村民税本人課税者            |

|     |          |        | 基準費用額<br>(日額(月額)) | 負担限度額 (日額(月額)) |              |                |
|-----|----------|--------|-------------------|----------------|--------------|----------------|
|     |          |        |                   | 第1段階           | 第2段階         | 第3段階           |
| 食費  |          |        | 1,380円 (4.2万円)    | 320円 (1.0万円)   | 390円 (1.2万円) | 650円 (2.0万円)   |
| 居住費 | 多床室      |        | 320円 (1.0万円)      | 0円 (0万円)       | 320円 (1.0万円) | 320円 (1.0万円)   |
|     | 従来型個室    | 特養等    | 1,150円 (3.5万円)    | 320円 (1.0万円)   | 420円 (1.3万円) | 820円 (2.5万円)   |
|     |          | 老健・療養等 | 1,640円 (5.0万円)    | 490円 (1.5万円)   | 490円 (1.5万円) | 1,310円 (4.0万円) |
|     | ユニット型準個室 |        | 1,640円 (5.0万円)    | 490円 (1.5万円)   | 490円 (1.5万円) | 1,310円 (4.0万円) |
|     | ユニット型個室  |        | 1,970円 (6.0万円)    | 820円 (2.5万円)   | 820円 (2.5万円) | 1,640円 (5.0万円) |



## 介護保険施設における負担額

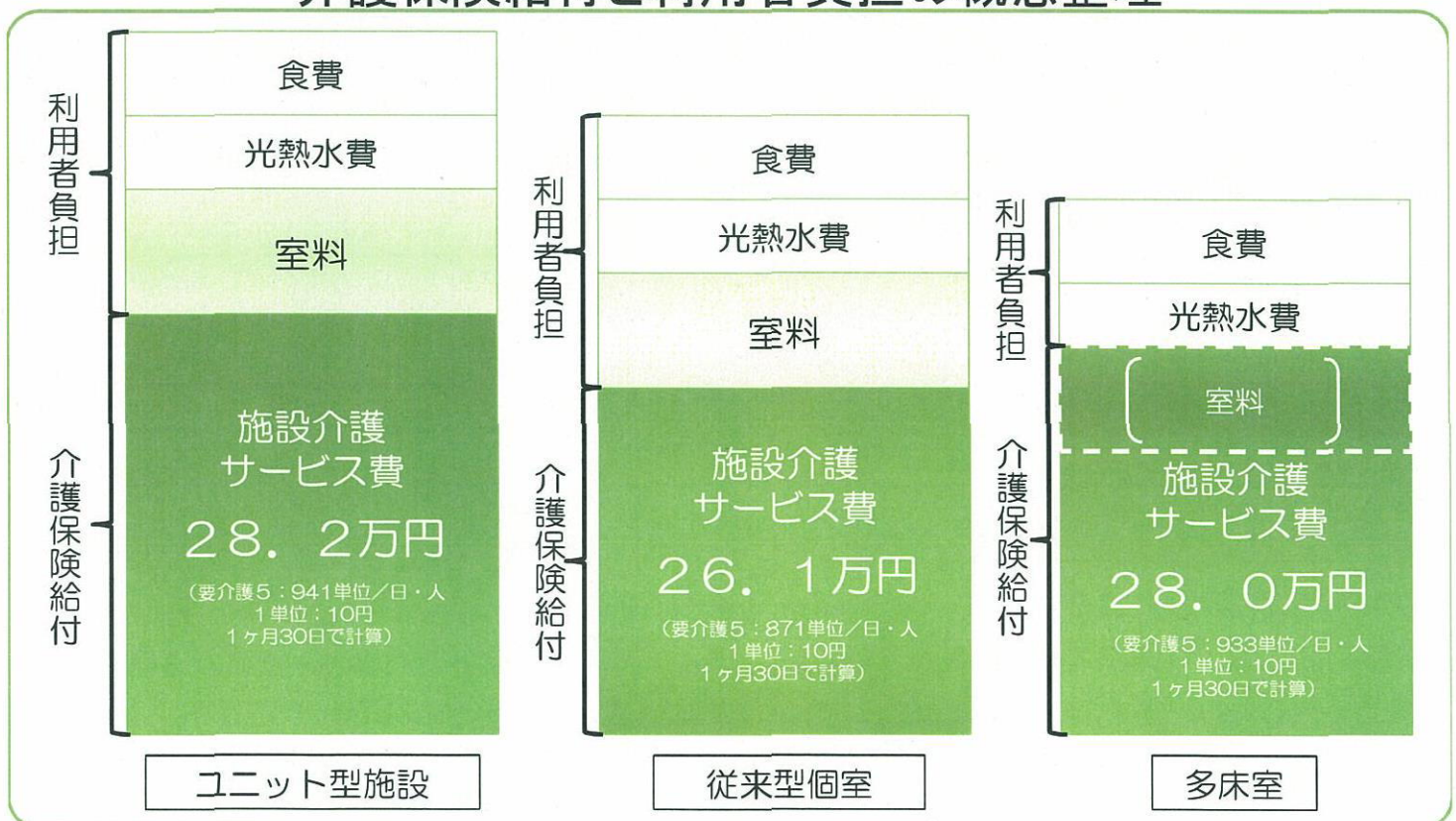
- 1割負担を加えた入所にかかる費用の合計額で見ても、特に所得第3段階の方の負担が重くなっている。



- \* 1割負担は、第1～3段階は高額介護サービス費の負担限度額、第4段階は特養の平均的な利用者負担額。  
 \* 食費、居住費は、第1～3段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の負担限度額、第4段階は特定入所者介護サービス費(補足給付)の基準費用額。  
 \* 実際に施設を利用される際は、上記以外に介護保険料や医療保険料、医療費、日常生活費などが必要となる。

28

## 特別養護老人ホームの類型別 介護保険給付と利用者負担の概念整理





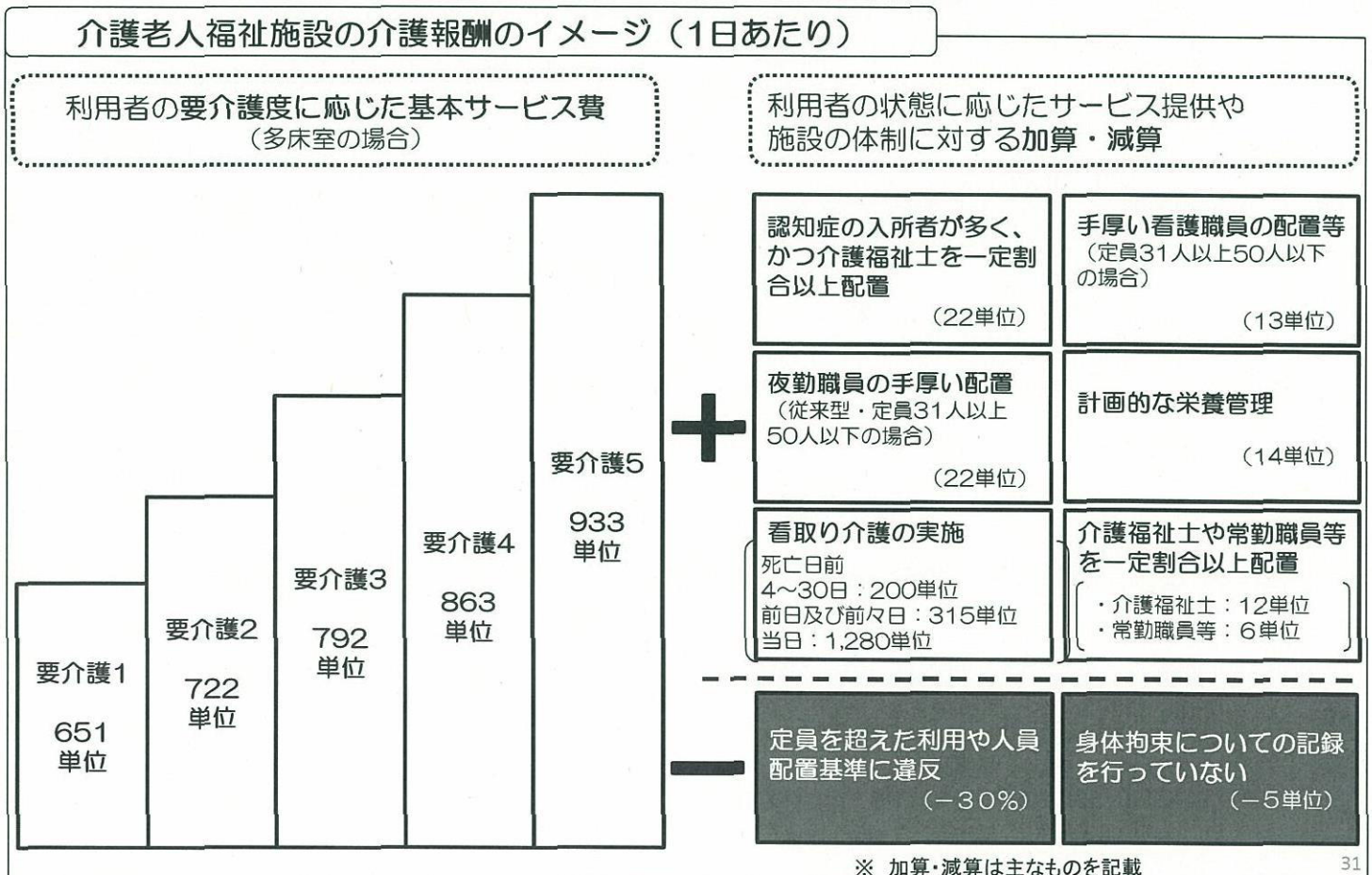
# 主な論点

介護老人福祉施設の基準・報酬については、以下の点に留意して検討すべきではないか。

1. 特別養護老人ホームにおける医療提供及びケアマネジャーの在り方について
2. 個室ユニット推進方策について

30

## (参考)介護老人福祉施設の介護報酬について



※ 加算・減算は主なものを記載

31



# 介護老人保健施設について

32

## 介護老人保健施設について

### (定義)

介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

(介護保険法第8条第25項)

### (基本方針)

第一条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年三月三十一日)(厚生省令第四十号))



○在宅復帰、在宅療養支援のための地域拠点となる施設  
○リハビリテーションを提供する機能維持・改善の役割を担う施設

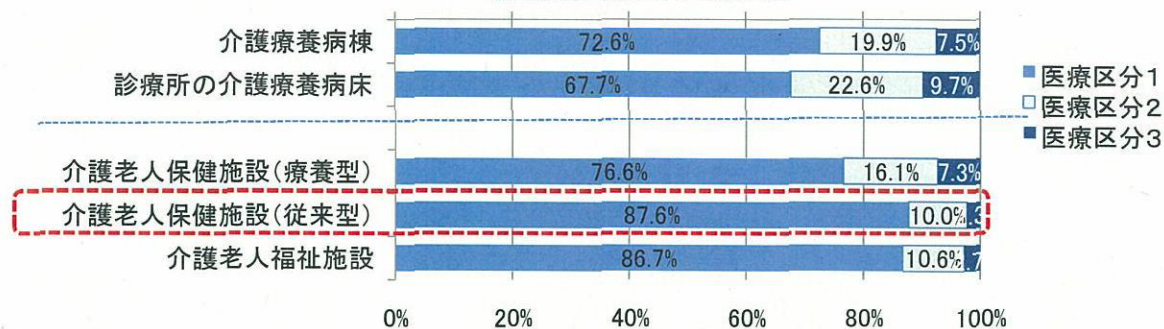
33



## 介護老人保健施設の入所者の状態像について①

○ 介護老人保健施設の入所者の状態像は、介護老人福祉施設の入所者と大きな差はみられない。

施設類型別の医療区分



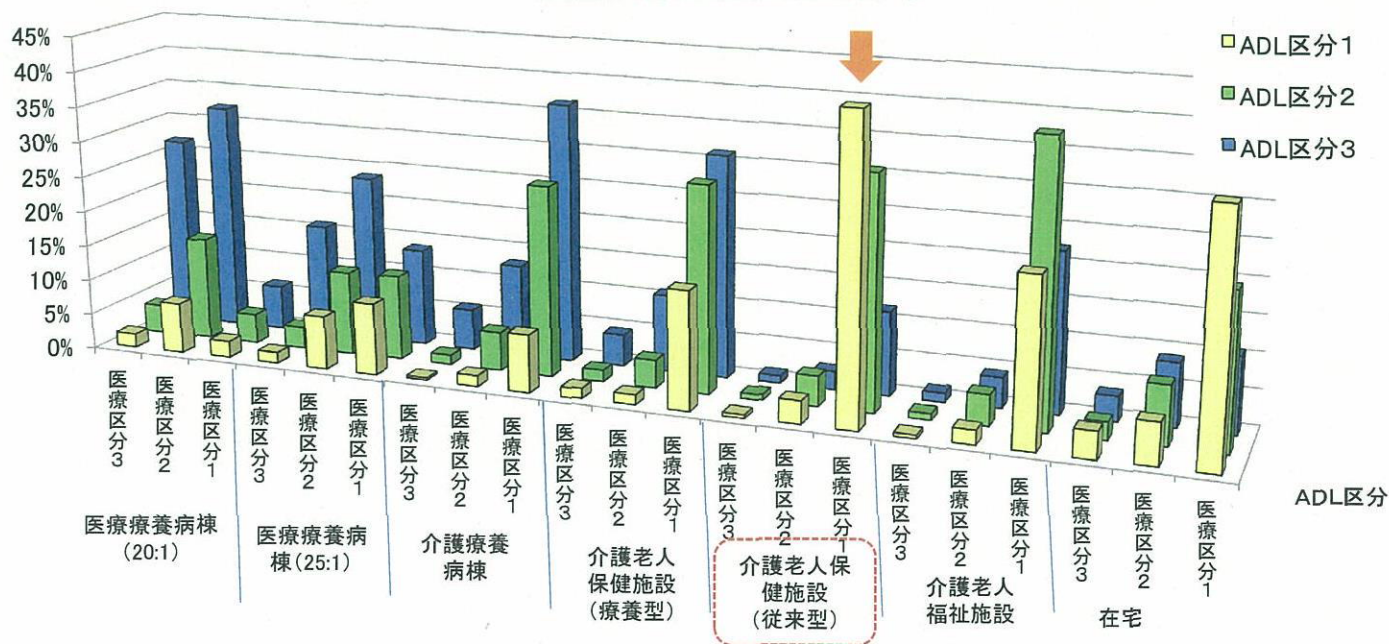
|            | 介護療養病棟  | 介護老人保健施設(療養型) | 介護老人保健施設(従来型) | 介護老人福祉施設 | 在宅     |
|------------|---------|---------------|---------------|----------|--------|
| 総数         | 16,603人 | 436人          | 24,013人       | 19,785人  | 3,741人 |
| 中心静脈栄養     | 0.9%    | 0.0%          | 0.0%          | 0.1%     | 0.9%   |
| 人工呼吸器      | 0.0%    | 0.0%          | 0.0%          | 0.0%     | 1.6%   |
| 気管切開・気管内挿管 | 1.7%    | 3.5%          | 0.1%          | 0.1%     | 3.6%   |
| 酸素療法       | 2.9%    | 2.3%          | 0.5%          | 0.8%     | 7.1%   |
| 喀痰吸引       | 18.3%   | 14.9%         | 2.4%          | 4.4%     | 7.6%   |
| 経鼻経管・胃ろう   | 36.8%   | 35.1%         | 7.3%          | 10.7%    | 12.4%  |

出典:平成22年度老人保健健康増進等事業「医療施設・介護施設の利用者に関する横断調査」(速報値) 34

## 介護老人保健施設の入所者の状態像について②

○ 介護老人保健施設では、医療区分1かつADL区分1の患者の割合が高い。

医療区分とADL区分の分布

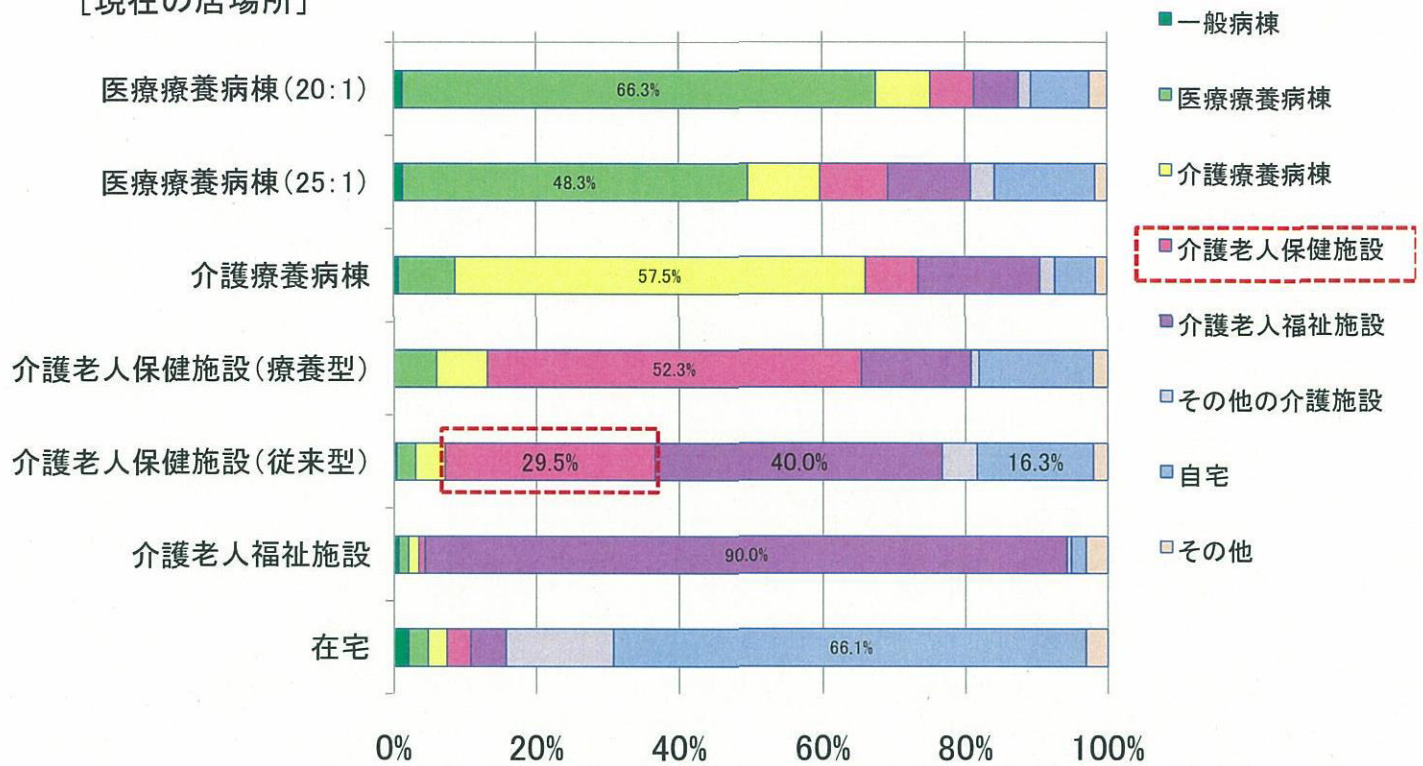


出典:平成22年度老人保健健康増進等事業「医療施設・介護施設の利用者に関する横断調査」(速報値) 35



# 病状の見通しを踏まえて、施設が最も適切と 考える今後の療養・生活の場

[現在の居場所]



36

## 介護老人保健施設とリハビリテーション

### ○介護老人保健施設におけるリハビリテーションの提供について

介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。(注1)

- ・介護老人保健施設の入所者に対する機能訓練については、医師、理学療法士若しくは作業療法士、言語聴覚士の指導のもとに計画的に行う
- ・訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにする
- ・機能訓練は、入所者1人について、少なくとも週2回程度行うこととする (注2)

注1) 平成11年3月31日厚令40「介護老人保健施設の人員、施設および設備並びに運営に関する基準」

注2) 平成12年3月17日老企44 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」



# 介護老人保健施設のリハビリテーション職種の配置

## 1. 配置基準

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法で入所者の数を100で除して得た数以上

## 2. 配置状況

|       | 常勤換算従事者数 | 1施設当たり<br>常勤換算従事者数 | 定員100人当たり<br>常勤換算従事者数 |
|-------|----------|--------------------|-----------------------|
| 理学療法士 | 4,761    | 1.4                | 1.5                   |
| 作業療法士 | 4,227    | 1.2                | 1.3                   |
| 言語聴覚士 | 683      | 0.2                | 0.2                   |
| 計     | 9,671    | 2.8                | 3.1                   |

(参考)入所者全員に1回当たり20分以上の個別リハビリテーションを週2回行う場合、常勤換算で、定員100人当たり2.3人のリハビリテーション従事者が必要と考えられる。

注:従事者1人当たり1日18回リハビリテーションを提供したと仮定した場合

出典:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査(平成21年度)」

38

# 短期集中リハビリテーション実施加算の算定状況

○ 介護老人保健施設の入所者における短期集中リハビリテーションの算定状況は、平成21年度から平成22年度にかけて横ばいである。

図1. 算定事業所数

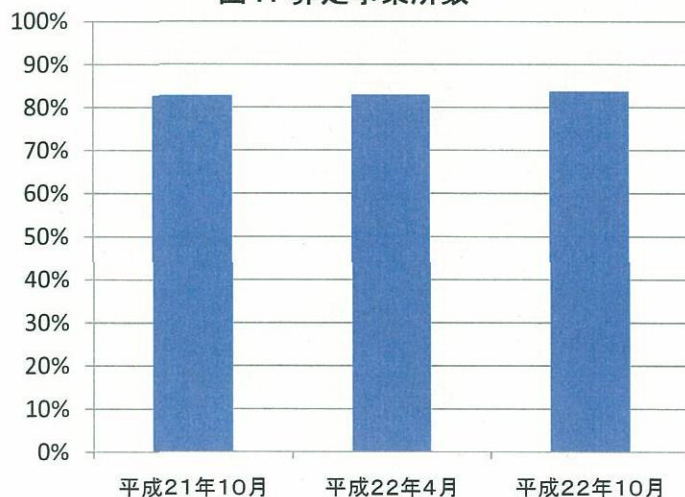
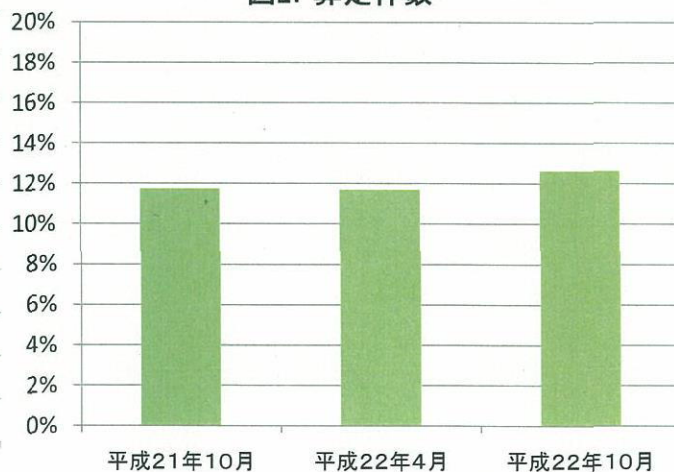


図2. 算定件数



注1)算定事業所数は、介護保健施設サービス費を算定している全事業所数に占める割合

注2)算定件数は、介護保健施設サービス費を算定している全件数に占める割合

出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(各月審査分)

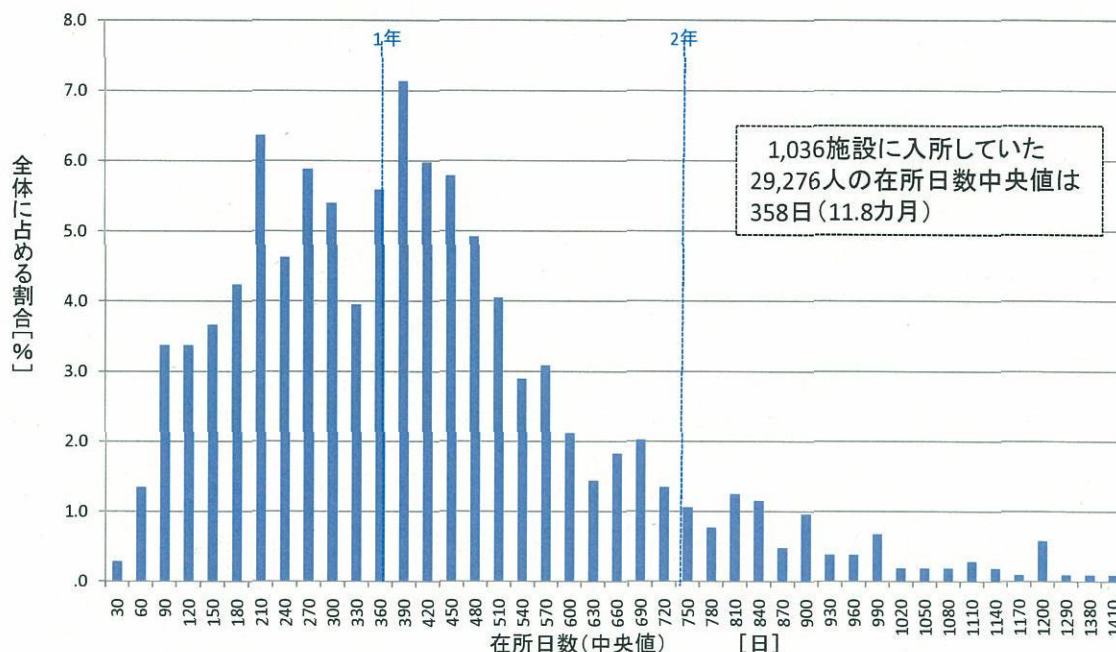
39



# 介護老人保健施設の在so日数

- 介護老人保健施設の入所者の在so日数の中央値は全体で358日であった。
- 在so日数の中央値が2年以上である施設は1割程度であった。

図：施設当たりの在so日数(中央値)の分布



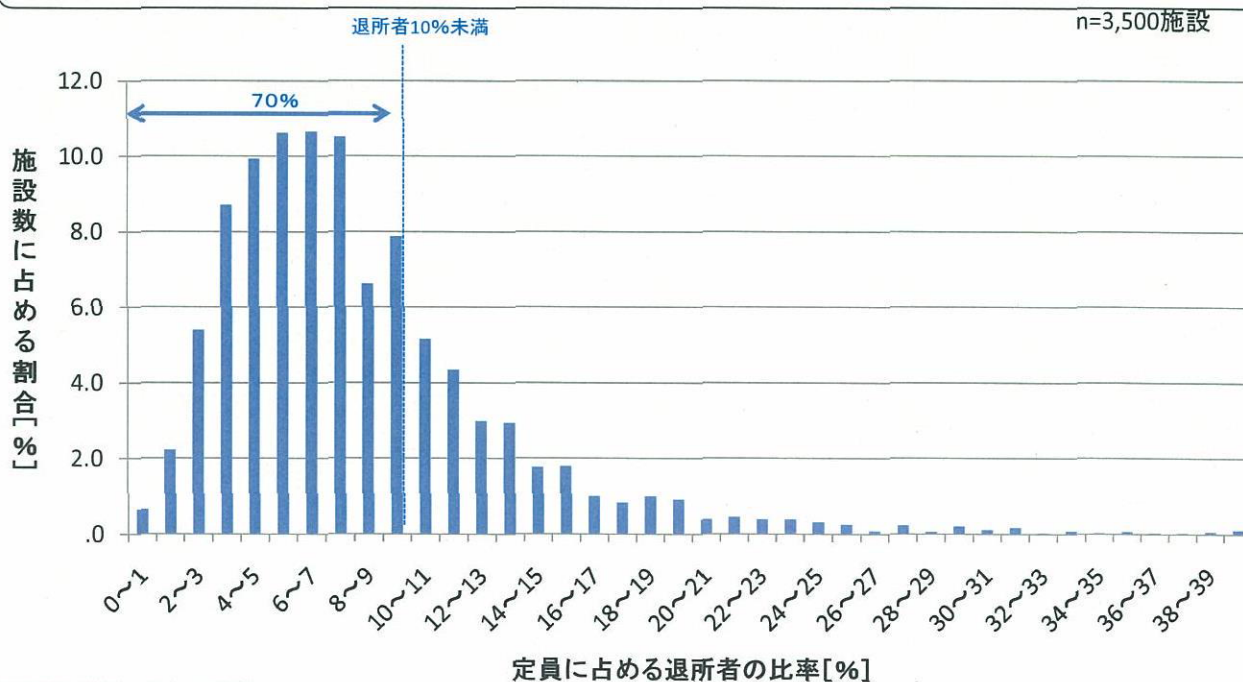
出典：平成22年度老人保健健康増進等事業「医療施設と介護施設の利用者に関する横断調査」

40

## 退所の状況について ①

### 1. 定員に占める退所者の状況

- 介護老人保健施設から退所した者の施設定員に占める割合は、一月あたり10%未満である施設が約7割を占めた。



注) 横軸の標記: A以上～B未満

出典：「介護サービス情報公表制度」(平成21年度)より老人保健課調べ

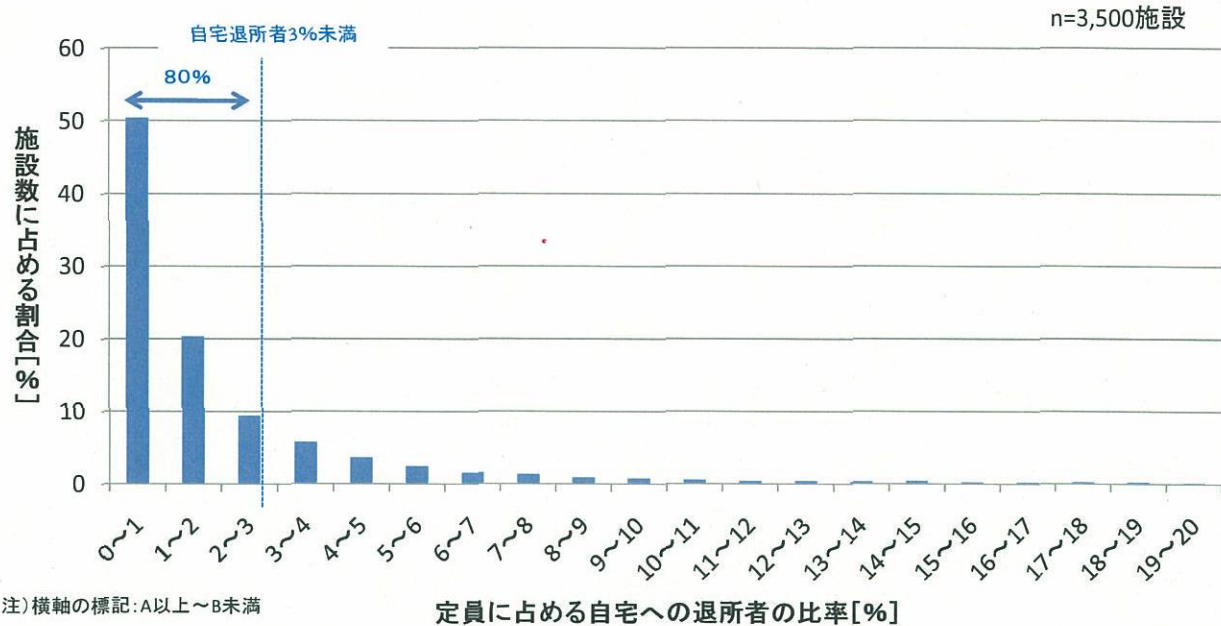
41



## 退所の状況について②

### 2. 定員に占める自宅復帰の状況

○ 介護老人保健施設から自宅へ退所した者の施設定員に占める割合は、一月あたり3%未満である施設が約8割を占めた。

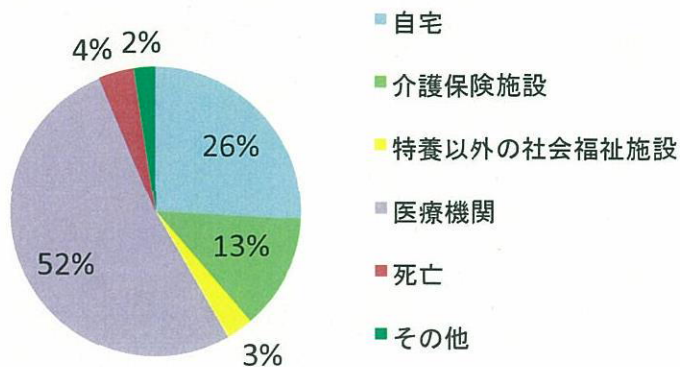


出典:「介護サービス情報公表制度」(平成21年度)より老人保健課調べ 42

## 退所の状況について③

### 3. 老人保健施設入所者の退所先について

○ 介護老人保健施設から退所した者の退所先のうち、医療機関は52%、自宅は26%を占めた。



※81,008人の退所者の退所先

|            |          |
|------------|----------|
| 施設数        | 3,500施設  |
| 定員数        | 322,596人 |
| 3カ月間の総退所者数 | 81,008人  |

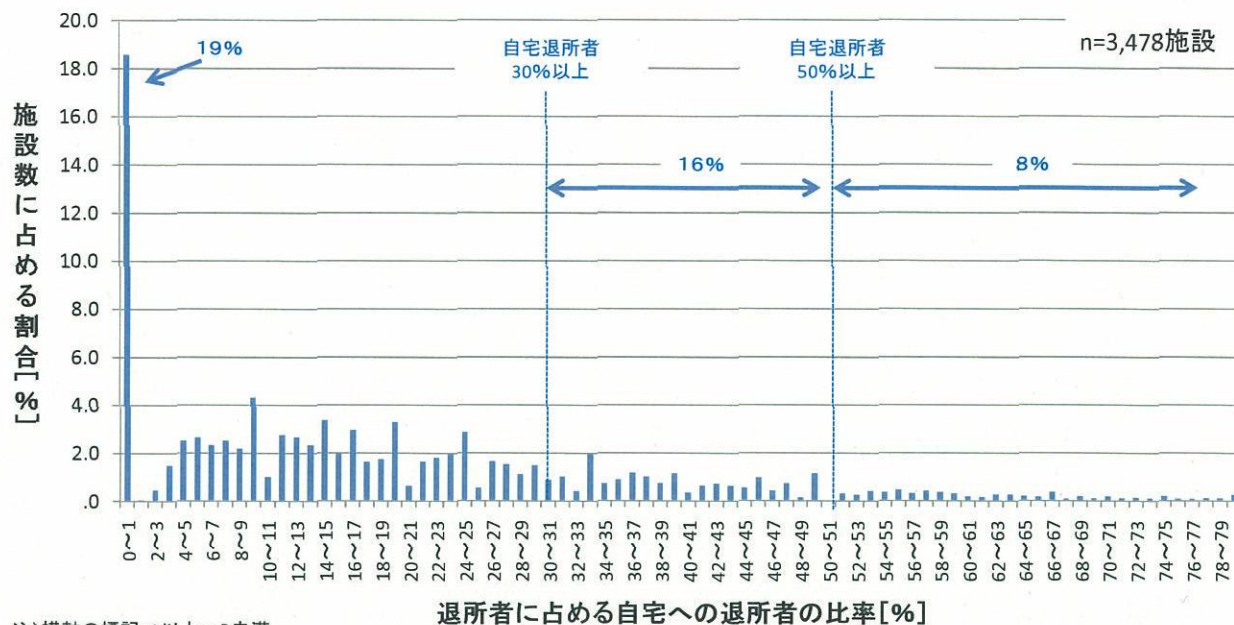
出典:「介護サービス情報公表制度」(平成21年度)より老人保健課調べ 43



## 退所の状況について④

### 4. 退所者に占める自宅復帰の状況

- 退所者に占める自宅への退所者の割合が30%以上50%未満の施設は全体の16%を、50%以上の施設は8%を占めた。  
○一方で、退所者に占める自宅への退所者が0人であった施設は、全体の19%を占めた。



※3カ月間の自宅等への退所者÷3カ月間の退所者合計(うち、3カ月の退所者が0人であった施設は13施設)

出典:「介護サービス情報公表制度」(平成21年度)より老人保健課調べ

44

## 退所の状況について⑤

### 5. 在宅復帰機能支援加算の算定状況

| 加算                     | 算定事業所数   |
|------------------------|----------|
| 在宅復帰機能支援加算(Ⅰ) [15単位/日] | 98件(3%)  |
| 在宅復帰機能支援加算(Ⅱ) [5単位/日]  | 201件(5%) |

注:( )内は、介護保健施設サービス費の算定件数に占める割合  
出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成22年10月審査分)

#### 【算定要件】

(1)在宅復帰率が一定以上であること

- ・在宅復帰支援機能加算(Ⅰ):50%以上
- ・在宅復帰支援機能加算(Ⅱ):30%以上

※ 在宅復帰率

算定月の前6カ月間の退所者総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることになったもの(当該施設での入所期間が1ヶ月超の者に限る)の占める割合。

(2)在宅生活の継続を確認していること。

退所日から30日以内に、当該施設の従業者が、居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることによって、退所者の在宅生活が1ヶ月以上継続する見込みであることを確認・記録していること。

45



# 介護老人保健施設から退所する際の連携の評価について

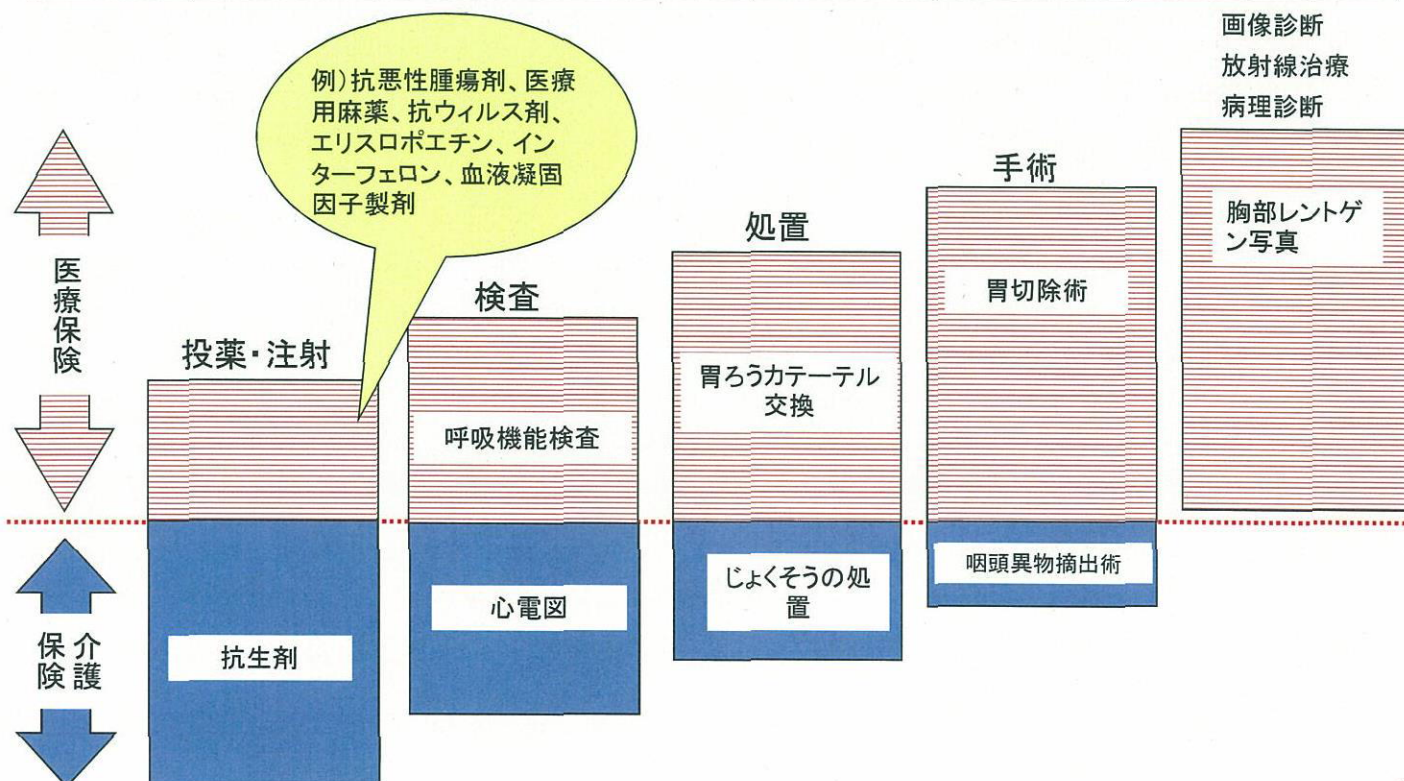
|   | 加算の種類      | 単位数<br>[回] | 連携の対象      | 算定要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 年間の<br>算定状況※ |
|---|------------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 | 退所前後訪問指導加算 | 460        | 入所者及びその家族等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回<sup>※</sup>を限度として算定</li> <li>入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定</li> </ul> <small>注：入所後早期に退所前訪問指導の必要性があると認められる入所者にあつては、2回</small> | 12.0千件       |
| 2 | 退所時指導加算    | 400        | 入所者及びその家族等 | 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定                                                                                                                                                                                            | 46.0千件       |
| 3 | 退所時情報提供加算  | 500        | 主治医        | 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定                                                                                                                                                                      | 47.1千件       |
| 4 | 退所前連携加算    | 500        | ケアマネジャー    | 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定                                                  | 41.1千件       |
| 5 | 老人訪問看護指示加算 | 300        | 訪問看護ステーション | 入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーションに対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定                                                                                                                                                                              | 1.5千件        |

(※) 出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成21年度)

46

## 介護老人保健施設における給付調整のイメージ

○ 一般的な検査・処置等については介護保険の基本施設サービス費に包括されているため、医療保険からは給付されない。



47



## 介護報酬上の緊急時の医療の評価について

- 介護老人保健施設においては、入所者の病状が著しく変化した場合に、緊急等やむを得ない事情により施設で行われた療養について、**緊急時施設療養費**を算定できる。

|     | 緊急時施設療養費                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                      |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 緊急時施設治療管理                                                                                                                                                                                                                                   | 特定治療                                                                                                 |
| 単位数 | 500単位／日（月に1回連続した3日のみ）                                                                                                                                                                                                                       | 医科診療報酬点数表第1章第2章に定める点数                                                                                |
| 概要  | <p>○入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となった場合に算定。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.意識障害又は昏睡</li> <li>2.急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪</li> <li>3.急性心不全（心筋梗塞を含む）</li> <li>4.ショック</li> <li>5.重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）</li> <li>6.その他薬物中毒等で重篤なもの</li> </ol> | <p>○やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療</p> <p>注：算定できないリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療が別に定められている。</p> |
| 算定  | 31.5千件／年※                                                                                                                                                                                                                                   | —                                                                                                    |

（※）出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」（平成21年度）

48

## 主な論点

介護老人保健施設の基準・報酬については、以下の点に留意して検討すべきではないか。

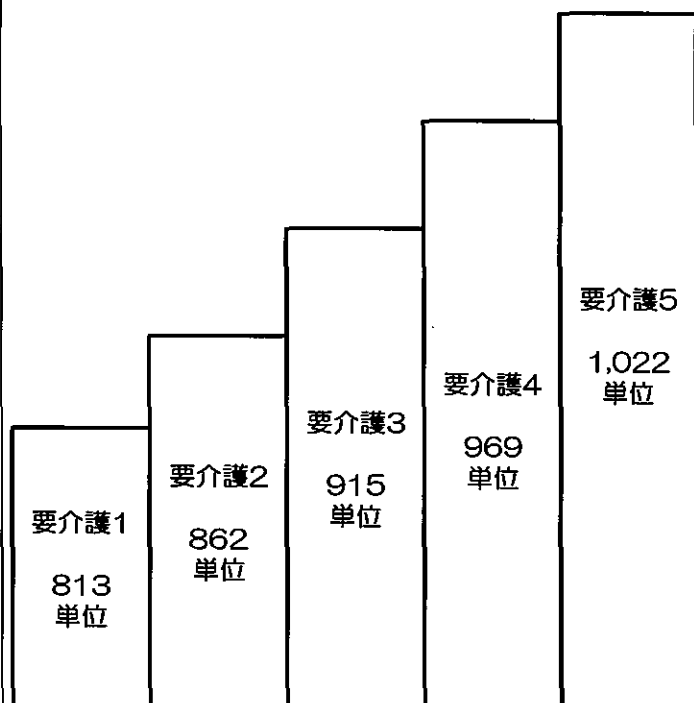
1. 老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能を高める方策について
2. 老人保健施設における医療提供の在り方について



## (参考)介護老人保健施設の介護報酬について

### 介護老人保健施設の介護報酬のイメージ（1日あたり）

利用者の要介護度に応じた基本サービス費  
(多床室の場合)



利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する加算・減算

短期集中的なリハビリ  
テーションの実施  
(240単位)

計画的な栄養管理  
(14単位)

在宅への復帰を支援

在宅復帰率が  
・50%以上：15単位  
・30%以上：5単位

夜勤職員の手厚い配置  
(24単位)

ターミナルケアの実施

死亡日前  
15～30日：200単位  
14日～当日：315単位

介護福祉士や常勤職員等  
を一定割合以上配置

・介護福祉士：12単位  
・常勤職員等：6単位

定員を超えた利用や人員  
配置基準に違反  
(30%)

身体拘束についての記録  
を行っていない  
(5単位)

※ 加算・減算は主なものを記載

50

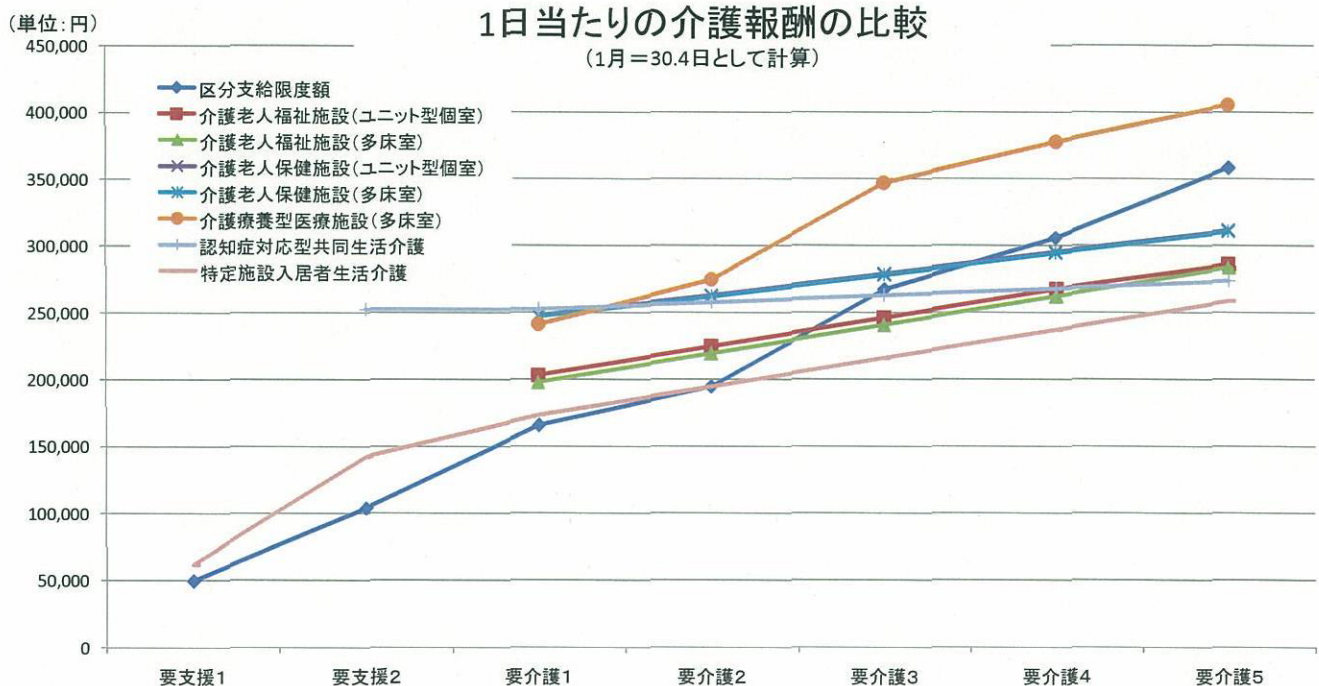
## 特定施設について



# 特定施設入居者生活介護について

|       |                                                                                                             |                                                                                               |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 役割    | 特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅)に入居している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うことを目的とした施設である。 |                                                                                               |
| 対象者   | 特定施設において、介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を必要とする要介護者。                                                                    |                                                                                               |
| 費用    | 包括型 241億5166万円(平成21年度)                                                                                      | 外部サービス利用型 17億5587万円(平成21年度)                                                                   |
| 施設数等  | 施設数:2,944施設(平成21年10月)<br>定員数:170,126人(平成21年10月)                                                             |                                                                                               |
| 人員基準等 | 包括型                                                                                                         | 外部サービス利用型                                                                                     |
|       | 看護・介護職員3:1以上<br>(入所者100人の場合、<br>看護3人以上)<br><br>機能訓練指導員 1以上<br>介護支援専門員 1以上<br>(100:1を標準)                     | 介護職員 10:1以上<br><br>介護支援専門員 1以上<br>(100:1を標準)<br><br>※ 事業者が委託する居宅サービス事業者が計画にもとづき介護サービスを提供するもの。 |

52



(単位:円)

|                   | 要支援1   | 要支援2    | 要介護1    | 要介護2    | 要介護3    | 要介護4    | 要介護5    |
|-------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区分支給限度額           | 49,700 | 104,000 | 165,800 | 194,800 | 267,500 | 306,000 | 358,300 |
| 介護老人福祉施設(ユニット型個室) | -      | -       | 203,376 | 224,960 | 246,240 | 267,824 | 286,064 |
| 介護老人福祉施設(多床室)     | -      | -       | 197,904 | 219,488 | 240,768 | 262,352 | 283,632 |
| 介護老人保健施設(ユニット型個室) | -      | -       | 248,064 | 262,960 | 279,072 | 295,488 | 311,600 |
| 介護老人保健施設(多床室)     | -      | -       | 247,152 | 262,048 | 278,160 | 294,576 | 310,688 |
| 介護療養型医療施設(多床室)    | -      | -       | 241,376 | 274,816 | 347,168 | 377,872 | 405,536 |
| 認知症対応型共同生活介護      | -      | 252,624 | 252,624 | 257,792 | 262,960 | 268,128 | 273,600 |
| 特定施設入居者生活介護       | 61,712 | 142,576 | 173,584 | 194,864 | 216,144 | 237,120 | 258,704 |



## 特定施設短期入居者生活介護の空室の短期利用について

特定施設の空室の短期利用については、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(9月10日閣議決定)の参考資料(閣議決定対象外)において、「経済対策の取りまとめに当たって検討し、今後行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会において引き続き検討する事項」としてあげられている。

### 【経済対策参考資料】

#### <医療・介護>

#### 特定施設短期入居者生活介護の短期利用の解禁

### 介護付有料老人ホームの入居率分布(不明除く)

| 30%未満 | 30-50%未満 | 50-70%未満 | 70-90%未満 | 90%以上 |
|-------|----------|----------|----------|-------|
| 4.2%  | 5.9%     | 12.9%    | 28.5%    | 48.4% |

出典：平成19年度全国有料老人ホーム協会調査

54

## 基準等について

|                      | 特養                                      | 特定施設                                    | 短期入所生活介護                                |
|----------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 平均要介護度               | 3.83                                    | 2.69                                    | 3.02                                    |
| 平均在所日数               | 1465日                                   | データなし                                   | —                                       |
| 介護報酬(要介護度3)          | 792単位                                   | 711単位                                   | 878単位                                   |
| 居室面積：1部屋あたり          | 10.65                                   | 適当な広さ                                   | 10.65                                   |
| 定員数：1部屋あたり           | 4人以下                                    | 原則個室                                    | 4人以下                                    |
| 医師                   | 必要数(非常勤可)                               | —                                       | 1以上(非常勤可)                               |
| 看護職員<br>介護職員         | 看護・介護職員<br>3:1以上<br>入所者100人の場合、<br>看護3人 | 看護・介護職員<br>3:1以上<br>入所者100人の場合、<br>看護3人 | 看護・介護職員<br>3:1以上<br>入所者100人の場合、<br>看護3人 |
| 理学療法士・作業療法士          | —                                       | —                                       | —                                       |
| 機能訓練指導員              | 1以上                                     | 1以上                                     | 1以上                                     |
| 生活相談員                | 常勤1以上、100対1                             | 常勤1以上、100対1                             | 常勤1以上、100対1                             |
| 介護支援専門員<br>(計画作成担当者) | 常勤1以上、<br>100対1を標準                      | 1以上<br>100対1を標準                         | —                                       |

1 平均要介護度は、厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成21年2月審査分)から算出

2 平均在所日数については、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(平成19年9月中の退所者等について)

3 特定施設は、外部サービス利用型特定施設を除く。



第121条（従業員の員数）

2項 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業員の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における数が確保されるために必要な数以上とする。

第124条（設備及び備品等）

5項 第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

56

## 主な論点

特定施設入居者生活介護の基準・報酬については、以下の点に留意して検討すべきではないか。

1. 特定施設入居者生活介護における医療提供の在り方について
2. 特定施設短期入居者生活介護の空室の短期利用について



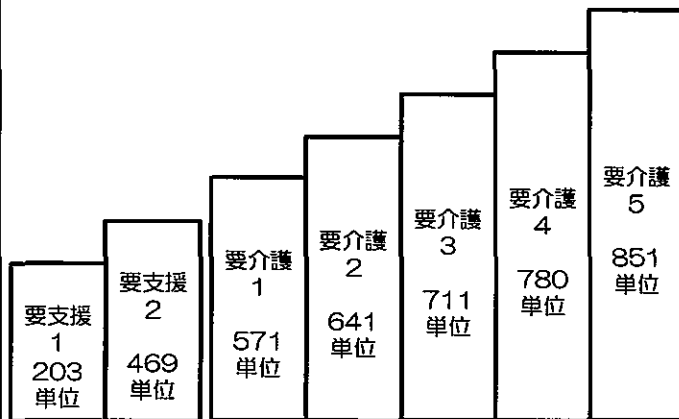
# 特定施設入居者生活介護の介護報酬について

(介護予防) 特定施設入居者生活介護の介護報酬のイメージ (1日あたり)

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する加算・減算



夜間看護体制の整備  
注：特定施設入居者生活介護のみ  
(10単位)

個別機能訓練の実施  
(12単位)

協力医療機関等への情報  
提供  
(80単位/月)

人員配置基準に違反  
(-30%)

外部サービス利用型 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の介護報酬のイメージ (1日あたり)

基本サービス費

ニーズに応じた選択的サービス

87単位 (特定施設入居者生活介護)  
60単位 (介護予防特定施設入居者生活介護)  
※要介護老人ホームにおける障害者等支援加算  
(20単位)

(例)  
・訪問介護 (身体介護中心・15分未満) (99単位)  
・訪問看護 (訪問看護費の100分の90)

※要支援・要介護度に応じた限度単位数  
(1月あたり)

|       |             |
|-------|-------------|
| ・要支援1 | 4,970単位     |
| ・要支援2 | 10,400単位    |
| ・要介護1 | 17,358単位    |
| ・要介護2 | 19,486単位    |
| ・要介護3 | 21,614単位    |
| ・要介護4 | 23,712単位    |
| ・要介護5 | 25,870単位 58 |